2026（令和 8）年 8 月 20 日

学校法人獨協学園　御中

調 査 報 告 書

（公表版）

独立調査委員会

委員長　　國　廣　　正

委員　　池　田　晃　司

委員　　牧　野　輝　暁

目次

Ⅰ　調査の概要 1
第１　本調査に至った経緯 1
１　独立調査委員会の設置に至った経緯 1
２　独立調査委員会の構成 1
３　独立調査委員会の独立性等 1
第２　本調査の調査対象 2
第３　調査方法等 2
１　調査期間 2
２　調査方法 2
第４　本公表版について 3
Ⅱ　獨協学園の組織等について 4
第１　獨協学園の組織機構 4
第２　理事会 5
第３　監事 5
第４　評議員会 5
Ⅲ　事実認定 6
第１　B 氏との接点について 8
１　A 氏と B 氏の最初の接点 8
２　その後の A 氏と B 氏とのやり取り 9
第２　基本合意書締結に向けた準備について 10
１　F 氏に対する報告 10
２　2023 年 10 月 19 日理事会 11
３　基本合意書ドラフトについて 12
第３　2024 年 1 月 25 日及び 2 月 15 日理事会 17
１　2024 年 1 月 25 日理事会 17
２　2024 年 2 月 15 日臨時理事会 19
第４　基本合意書締結後の B 氏の活動等について 21
１　基本合意書の締結 21
２　B 氏の活動実態について 21
３　C 氏の関与について 25
第５　本件基本合意書締結後の理事会の動きについて 25
１　2024 年 2 月 15 日以降の理事会について 25
２　2025 年 3 月 21 日、3 月 27 日及び 4 月 17 日理事会について 25
第６　本件基本合意書の解除に向けた動きについて 27
１　B 氏に関する調査の実施 27

2　2025年5月29日理事会 27
3　2025年6月9日の会食 28
4　2025年6月26日理事会 28
5　2025年7月24日理事会 29
6　2025年7月24日理事会を受けての対応 29
第7　本件基本合意書の解除及びその後のB氏への対応について 30
1　本件基本合意書の解除 30
2　本件基本合意書解除後もB氏が引き続き設置者変更候補先の紹介等を継続していたこと 31
3　A氏らが、B氏との連絡方法をGメールに切り替えたこと 32
第8　B氏からA氏及びG氏に対する威圧的なメールの送信及び報酬請求等 32
1　2025年11月27日のB氏からA氏に対するメール 32
2　2025年11月28日の面談 32
3　B氏から4億円の支払いを求めるメールについて 33
4　B氏からD氏宛の書簡について 34
第9　A氏らとB氏の会食及び現金の授受について 34
1　B氏との会食について 34
2　B氏からの現金授受について 36
3　宿泊費について 37
4　会食費用及び現金の授受についての獨協学園等への報告の有無について 37
5　会食費用及び授受した現金のB氏への返還について 38
第10　T社作成の調査報告書について 39
1　T社による調査結果 39
2　T社報告書の「削除版」の作成 40
3　E氏への削除版の交付 40
4　2025年11月27日理事会 40
5　文科省への対応 41
Ⅳ　本件に対する評価 42
第1　本件基本合意書の承認決議について 42
1　本件基本合意書の承認議案の上程に関与した理事について 42
2　2024年1月25日及び2月15日理事会に出席していたその他の理事について 44
第2　本件基本合意書解除後もA氏らがB氏とのやり取りを継続していたこと 44
1　本件基本合意書解除後もB氏とやり取りをしていた理事について 44
2　本件基本合意書解除後もA氏がB氏とやり取りをしていたことを認識していた理事について 45

第３　Ｔ社報告書について、削除版を作成し、理事会、常勤監事及び文科省に提出したことについて 46
１　2025 年 11 月 27 日の理事会に対する削除版に基づく報告 46
２　常勤監事であるＥ氏に対して削除版を提出した行為 46
３　文科省に削除版を提出した行為 47
第４　Ｂ氏との会食及び現金授受について 47
第５　贈収賄罪について 48
１　2025 年 3 月末までの接待等について 48
２　2025 年 4 月以降の接待について 49
Ⅴ　本件の原因分析 50
第１　学校法人におけるガバナンスに対する基本的認識の欠如 50
１　ガバナンス体制について 50
２　ガバナンスに対する基本的認識の欠如 50
第２　学校法人の公共性及びコンプライアンスに対する基本的認識の欠如 50
第３　理事会内の相互不信 51
Ⅵ　再発防止策（提言） 53
第１　はじめに 53
第２　ガバナンス、コンプライアンス、学校法人の公共性に関するリテラシーの向上（理事就任時及び就任後の研修の実施） 53
第３　独立外部理事の増員 53
第４　理事選任機関の構成の見直し 55
第５　外部委員による「（仮称）ガバナンス改革委員会」の設置 55
第６　取引先確認手続について 56
第７　接待や贈答関連の規程整備 56
第８　評議員会によるモニタリング 56

Ⅰ　調査の概要

第１　本調査に至った経緯

１　独立調査委員会の設置に至った経緯

学校法人獨協学園（以下「獨協学園」という）は、学生数が定員を下回るなど経営が厳しい状況にあった姫路獨協大学について、その再編に向けた取組みを進めていた。

このような状況の中、獨協学園理事である A 氏が、B 氏の紹介を受け、B 氏に姫路獨協大学の引受先候補探しを依頼することになった。しかし、獨協学園の理事会に対しては B 氏の経歴等や B 氏による活動の詳細が知らされることはなかった。

2024 年 2 月 15 日、姫路獨協大学の再編に向けた設置者変更を図るための基本合意書の締結が理事会で承認されたが、獨協学園との契約当事者は、B 氏ではなく、C 氏とされていた。

その後、2025 年 4 月頃から、理事会では基本合意書の内容と実態に齟齬が生じていることや B 氏の経歴等について問題視されるようになった。

また、2025 年 12 月には、B 氏から D 氏（当時獨協医科大学学長）に対し、A 氏らが B 氏から接待を受けたり現金を受領していたことなどコンプライアンス違反を行っていたことなどが記載された書簡が届いた。これを受けて獨協学園常勤監事の E 氏が監事権限に基づく調査を行い、2026 年 3 月 19 日の理事会において、同氏からコンプライアンス違反の可能性がある旨の調査結果の報告がなされた。

こうした状況を受けて獨協学園は、一連の経緯に関して第三者による独立した調査を行うため、2026 年 4 月 16 日の理事会において独立調査委員会（以下「当調査委員会」という）を設置する旨の決議を行った。

２　独立調査委員会の構成

当調査委員会の構成は以下のとおりである。なお、委員は獨協学園との間に利害関係を有しない。

委　員　長：國廣　正　弁護士（国広総合法律事務所）
委　　員：池田晃司　弁護士（国広総合法律事務所）
委　　員：牧野輝暁　弁護士（国広総合法律事務所）

３　独立調査委員会の独立性等

当調査委員会は、日本弁護士連合会の「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」に準拠するものである。

第２　本調査の調査対象

本調査の調査対象は以下のとおりである。

①姫路獨協大学の設置者変更に関連した一連の交渉経緯等に関する事実調査、並びにコンプライアンス及びガバナンス上の問題点の分析

②本件における原因究明

③再発防止策及びガバナンス改革の提言

なお、本調査は、上記第１．１で記載した当調査委員会の設置に至った経緯に鑑み、専ら獨協学園及びＢ氏との間における一連の交渉経緯等を調査対象としている。

また、本調査報告書は、姫路獨協大学の設置者変更の是非や設置者変更候補先の是非について意見又は判断するものではないことを念のため付言する。

第３　調査方法等

１　調査期間

当調査委員会の調査期間は、2026 年 4 月 16 日から同年 8 月 19 日までである。

２　調査方法

（１）関係資料の検証

当調査委員会は、理事会議事録、理事会録音記録、評議員会議事録、各種規程類、ヒアリング対象者から提供を受けた資料その他の関連資料について検証を行った。

（２）デジタル・フォレンジック調査

当調査委員会は、デジタル・フォレンジック調査の専門業者である株式会社 KPMG Forensic & Risk Advisory（以下「KPMG」という）に対し、関係者のデジタル・フォレンジック調査を依頼した。具体的な調査内容は以下のとおりである。

ア　調査対象者

当調査委員会が、デジタル・フォレンジック調査が必要と判断した役職員 6 名である。

イ　調査手続

（ア）対象データの保全

KPMG は、データ保全実施に先立ち獨協学園へのヒアリングを行い、調査対象者が学内外とのコミュニケーションに利用するツール及び当該データの保管場所を把握した。獨協学園内であっても、所属組織により利用するメールシステムが異なることから、ヒアリング結果を踏まえて、各組織の利用状況を整理し、メールデータの保全作業を実施した。

（イ）レビュー環境の作成

上記（ア）において保全・抽出した全てのデータについて、Vound 社製 Intella Connect 2.6.1（以下、「Intella」という）に取り込み、レビュー環境を構築した。

なお、Intella に取り込んだデータは合計で 514,349 件（重複排除後で 313,032 件）であった。

ウ　レビュー結果の報告

Intella に取り込んだデータに対してキーワード（KW）検索を行い本件調査対象とするデータを絞り込んだ。絞り込んだデータについて全て KPMG がレビューを行い、本調査において重要あるいは関連があると認めた検出事項を整理の上、当調査委員会へ報告がなされた。またその他、当調査委員会が追加で依頼した調査事項についても、別途、KPMG が個別に調査を行い、当調査委員会にその結果が報告された。

（3）関係者ヒアリング

当調査委員会では、合計 19 名（延べ 27 名）の獨協学園役職員（既に退任している者を含む）に対しヒアリングを実施した。ヒアリング時間は合計約 48 時間である。

もっとも、G 氏及び B 氏については、当調査委員会からヒアリングの打診を行ったものの、拒否されたことからヒアリングを実施することができなかった。

第 4　本公表版について

本公表版は、関係者のプライバシー及び名誉等に配慮し、氏名や法人名等の個人を特定し得る情報や記載内容について、匿名化や削除等の処理をするとともに、メール等についても要約又は省略の処理を行っている。これらの処理は、事実認定及び当調査委員会の判断・結論の内容に実質的な影響を及ぼすものではない。

Ⅱ　獨協学園の組織等について

第１　獨協学園の組織機構

獨協学園は、獨協大学、獨協医科大学（獨協医科大学の附属校として獨協医科大学附属看護専門学校及び獨協医科大学附属看護専門学校三郷校がある）、姫路獨協大学、獨協中学校・獨協高等学校、獨協埼玉中学校・獨協埼玉高等学校を設置する学校法人である。2026 年 7 月 1 日現在の獨協学園の組織図は以下のとおりである。

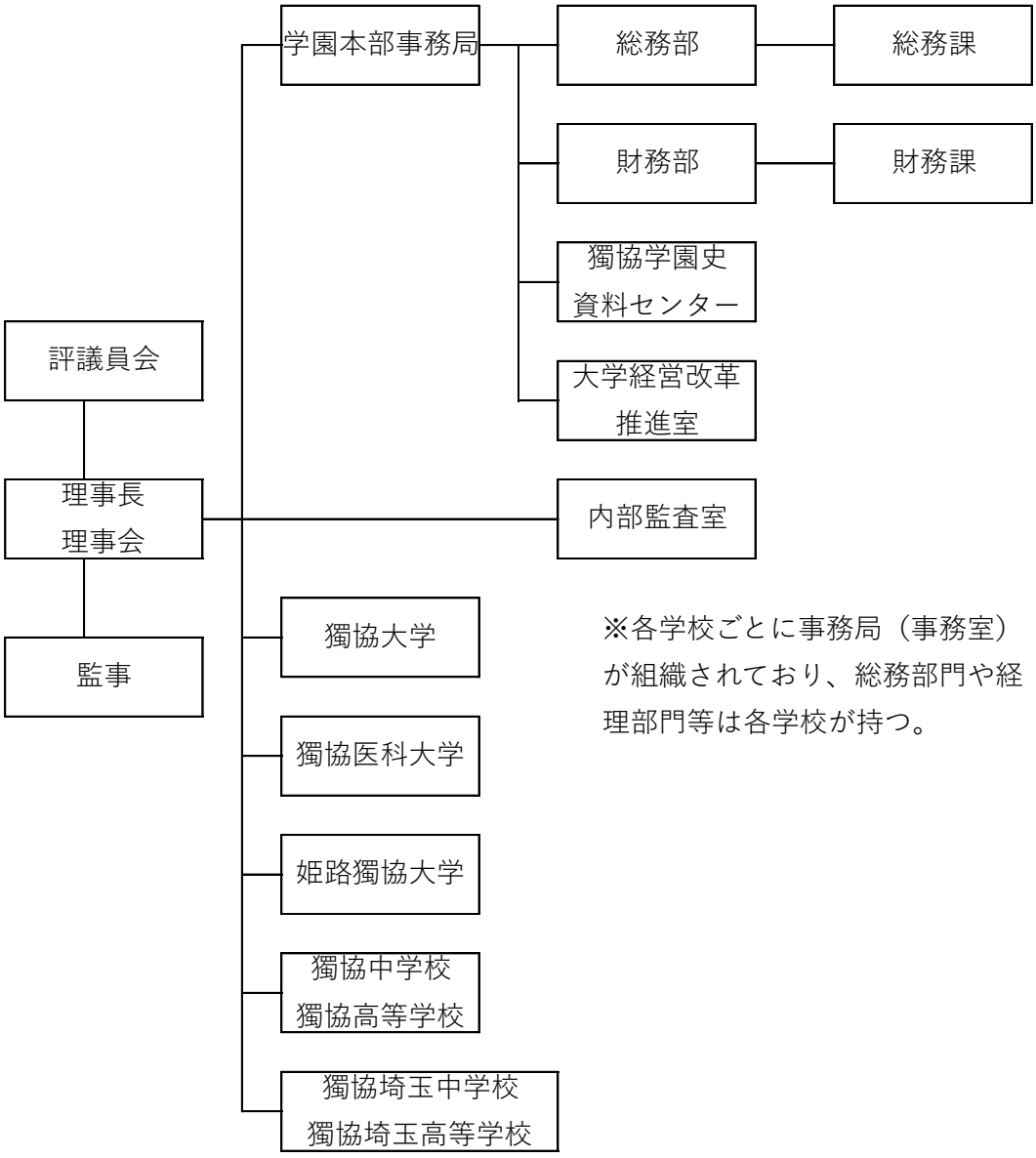

第２　理事会

理事会は「この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」権限を有し（獨協学園寄附行為第 13 条)、理事会を構成する理事が職務を執行することとされている（同第 14 条第 1 項)。

2026 年 7 月 1 日現在における獨協学園の理事は 27 名である。27 名の内訳は、獨協学園本部から 2 名、獨協大学から 3 名、獨協医科大学から 6 名、姫路獨協大学から 3 名、獨協中学校・獨協高等学校から 1 名、獨協埼玉中学校・獨協埼玉高等学校から 1 名、各学校の同窓会や後援会から 5 名、学外理事が 6 名である。

第３　監事

監事は、獨協学園の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況の監査を行い、監査の結果不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき等には、これを理事会、評議員会、文部科学大臣等に報告する役割を担っている（獨協学園寄附行為第 30 条第 1 項第 1 号、第 4 号)。

2026 年 7 月 1 日現在における獨協学園の監事は 3 名（うち常勤監事 1 名）である。

第４　評議員会

評議員会は、予算及び事業計画の作成など重要な事項について議決し、また獨協学園の業務及び財産の状況並びに役員の職務の執行の状況について意見を述べ、若しくはその諮問に答えるという役割を担っている（獨協学園寄附行為第 39 条第 1 項、第 3 項)。

2026 年 7 月 1 日現在における獨協学園の評議員は 37 名である。

Ⅲ　事実認定

主な関係者及び事実関係の時系列は以下のとおりである。なお、後述する中で定義する文言についても、時系列の中では使用しているものがある。

【主な関係者】

A 氏	獨協学園理事・獨協大学事務局長。姫路獨協大学の設置者変更について B 氏との各種交渉を担当。
B 氏	姫路獨協大学の設置者変更に関して、獨協学園側の依頼により設置者変更候補先を探す業務を担うことになった人物。
C 氏	甲を獨協学園、乙を「新設予定の学校法人姫路獨協学園（仮称）」として 2024 年 2 月 15 日獨協学園理事会で締結が承認された姫路獨協大学の設置者変更に関する基本合意書において、乙の「理事長予定者」とされ、基本合意書の契約当事者であった人物。
D 氏	前獨協学園理事長（2023 年 8 月まで。2026 年 3 月まで獨協学園理事）、前獨協医科大学学長（2026 年 3 月まで）。
E 氏	獨協学園常勤監事。
F 氏	獨協学園理事長（2023 年 8 月から）。
G 氏	2022 年 4 月から 2025 年 3 月まで獨協学園理事、姫路獨協大学事務局長。2025 年 4 月から 2026 年 3 月まで姫路獨協大学顧問。B 氏とのやり取りについて、獨協学園側で A 氏、H 氏と共に担当。
H 氏	2024 年 5 月 1 日から大学経営改革推進室室長。B 氏とのやり取りについて、獨協学園側で A 氏、G 氏と共に担当。
I 氏	2024 年 3 月まで獨協学園本部事務局総務部長兼財務部長。2024 年 4 月から獨協学園理事・獨協学園本部事務局長兼総務部長。
J 氏	獨協学園評議員。

【本件の時系列】

2022 年 4 月頃	A 氏は交流があった人物から B 氏の紹介を受けた。
2022 年 4 月 22 日	A 氏は獨協大学事務局長室で B 氏と面談を行った。B 氏からは姫路獨協大学の設置者変更に向けて力になれるとの話があった。
	4 月 22 日の面談以降、A 氏は B 氏とやり取りを重ね、設置者変更候補先の情報提供を受けるようになった。
2023 年 9 月 13 日	A 氏は、F 氏、I 氏らに対して、設置者変更に向けて B 氏を中心とした関係者が動くことを説明し、了承を得た。

2023年10月19日	理事会において、設置者変更候補先として3先が提示され、その中でB氏を意味する「◎◎法人（M&A仲介者）」との間で優先して交渉を進めることとなった。
2023年12月7日	A氏は、B氏から基本合意書のドラフトを受領した。
2023年12月14日	A氏、G氏、J氏はB氏と会食を行い、B氏が会食費用の全額を支払った。その後、2025年11月21日まで計13回、B氏が費用を負担する会食が行われた。 J氏は、B氏から交通費として10万円受領。
2023年12月23日	A氏は基本合意書のドラフトをF氏に共有した。
2024年1月11日	F氏らは、獨協大学事務局長室でB氏と面談を行った。この時がF氏とB氏の初めての顔合わせである。
2024年1月12日	内部監査室からⅠ氏に対し、基本合意書の問題点及びリスクを指摘する文書が提出され、F氏やA氏にも共有された。
2024年1月25日	理事会において、基本合意書の締結について審議がなされた。審議の結果、複数の問題点の指摘があったため、修正の上で翌2月に臨時理事会を開催することになった。
2024年2月15日	臨時理事会において基本合意書の締結が承認され、同日付けで基本合意書が締結された。基本合意書の当事者は、B 氏ではなくC氏であった。
2024年3月18日	A氏は、B氏との会食の際にB氏から現金を渡された。A氏はその後もB氏から金員を受領し、受領した金員は少なくとも21万円になる。
2025年4月17日、 同年5月29日	理事会において、基本合意書の内容と実態に齟齬が生じていること等について指摘がなされるようになった。
2025年7月24日	理事会において、E氏から、B氏の経歴等の人物調査に関する報告書が提出された。同報告書には、B氏について、取引先としての適格性を疑わせる記載がなされていた。
2025年8月21日	理事会において、基本合意書を解除する旨決議された。
2025年9月1日	基本合意書解除。
	A氏、G氏、H氏は基本合意書解除後も、B氏とやり取りを続け、B氏から設置者変更候補先の紹介を受けていた。 なお、A氏、G氏、H氏は2025年10月9日以降、B氏とのやり取りを獨協学園のメールアドレスではなく、個人のGメールアドレスを使用して行うようになった。

2025 年 10 月 21 日	T 社から B 氏の経歴等の人物調査に関する報告書が提出された。同報告書には、B 氏について、取引先としての適格性を疑わせる記載がなされていた。
	F 氏、I 氏、A 氏、H 氏は、T 社からの調査報告書における B 氏の適格性を疑わせる記載について、削除・修正することとした。
2025 年 11 月 11 日	文科省との面談が行われた。文科省から T 社からの報告書を提出するよう要請されたため、同年 12 月 5 日に I 氏は文科省に対し、上記削除・修正した報告書を提出した。
2025 年 11 月 27 日	理事会において、T 社による調査結果について、削除・修正した報告書の調査結果要旨を抜粋した資料が配布された。
2025 年 11 月 27 日以降	B 氏から A 氏及び G 氏に対し、威圧的な内容や報酬の支払いを求めるメールが届くようになった。
2025 年 11 月 28 日	A 氏は、B 氏と面談し、B 氏から受領していた現金 21 万円に 4 万円を追加した 25 万円を持参し、B 氏に渡した。
2025 年 12 月 1 日	A 氏及び G 氏は B 氏と面談し、これまでの会食費用として 150 万円を B 氏に渡した。
2025 年 12 月 15 日（消印）	B 氏から D 氏宛てに、A 氏らが B 氏から接待を受けたり現金を受領していたこと等について記載された書簡が送られてきた。
2026 年 3 月 19 日	E 氏が理事会で上記書簡についての調査結果を報告した。
2026 年 4 月 16 日	理事会で当調査委員会の設置が決議された。

第１　B 氏との接点について

１　A 氏と B 氏の最初の接点

（1）B 氏の紹介を受けた経緯

姫路獨協大学では近年徐々に志願者が減少し、学生数についても定員を下回る状況にあった。姫路獨協大学の経営が厳しい状況にあることを受けて、獨協学園と姫路市との間で姫路獨協大学の公立化に向けた動きがあったが、2022 年 4 月、姫路市から獨協学園に対して公立化は難しい旨の回答がなされたため、獨協学園としては姫路獨協大学の公立化を断念せざるを得なかった。

こうした中、A 氏は、2022 年 4 月頃、以前から交流があった他大学関係者を通じて B 氏を紹介された。A 氏が他大学関係者から聞いたところによれば、B 氏は、姫路獨協大学の公立化断念との報道を耳にして、何か役に立つことがあればとのことで B 氏から他大学関係者に連絡があったとのことであった。

A 氏は、当時、姫路獨協大学の設置者変更等の担当理事ではなかったものの、獨協学園にとって重要な経営課題を今後解決していくために、広く人脈を築いておくことは有用であるとの思いから、B 氏と面談することとなった。

（2）B 氏との面談

2022 年 4 月 22 日、獨協大学事務局長室で A 氏は B 氏と面談した。A 氏によると、B 氏からは以下のような趣旨の発言があったとのことである。

・B 氏は病院・医療法人に係る M&A や学校法人の経営相談などを行っている。
・B 氏のネットワークの中には、元官僚などがいるが、そういった方が協力してくれれば、姫路獨協大学の再生・設置者変更の心強いパートナーになる。
・B 氏のスキームは、姫路獨協大学再生のために、資金力のある法人を見つけてマッチングし、獨協学園は（B 氏に対する仲介手数料を含めて）資金を負担することなく、設置者変更を行うというものである。

これに対して A 氏は、自分は姫路獨協大学の設置者変更にかかる業務を担当しているわけではないが、今後 B 氏のところに具体的な引受先法人の情報が来た場合には、知らせてもらいたいといった回答をした。

なお、A 氏は、自身が B 氏の紹介を受けたという経緯から、後記 2 以降に記載するとおり、姫路獨協大学の設置者変更に関する獨協学園側の担当者として対応するようになった。

2　その後の A 氏と B 氏とのやり取り

（1）A 氏と元官僚などとの面談

A 氏は、B 氏からの紹介で 2022 年秋から冬にかけて、元官僚などと面談を行っており、A 氏としては、B 氏が実際に元官僚などとのつながりを有していることがわかったため、B 氏を信用することに繋がったとのことである。

（2）設置者変更候補先の紹介について

ア　2022 年 5 月頃、A 氏は B 氏から姫路獨協大学の設置者変更候補先としてある医療法人の情報提供を受け、同法人から、姫路獨協大学について運営を継続したいとの申し出が正式にあったといった報告を受けた（ただし、その後、当該法人の件は立ち消えとなっている）。

また、2022 年 11 月初旬には、B 氏から姫路獨協大学の引受先法人として、O 法人を紹介したいとの連絡があった。A 氏は獨協学園本部の当時の事務局長に対して、O 法人が候補となり得ることを報告し、D 氏（当時獨協学園理事長）にも共有することを依頼し

た。しかし、当時、獨協学園本部内では、別途 P 法人との間で設置者変更に向けた交渉を開始していたこともあり、O 法人への設置者変更の話が進むことはなかった。

その後も、B 氏と A 氏は、2023 年 1 月 12 日、3 月 8 日、7 月 19 日と獨協大学事務局長室で面談するなどして設置者変更に向けたやり取りをしていた模様である。2023 年 7 月 24 日にも、B 氏から A 氏に対して、別の法人が設置者変更候補先として挙がっていること、8 月下旬を目処にまとめたい旨のメールが送られている（2023 年 7 月 24 日 7 時 37 分。ただし、その後、この話も立ち消えとなっている）。

イ　この頃には、獨協学園として進めていた P 法人との交渉も断念せざるを得ない結果になっており、獨協学園として姫路獨協大学の具体的な引受先候補がない状況となっていた。

こうした中で 2023 年 8 月、F 氏が新理事長に選任された。

第２　基本合意書締結に向けた準備について

１　F 氏に対する報告

2023 年 9 月 11 日に B 氏と面談した際、A 氏は B 氏から、以下を条件に設置者変更候補先を探す旨の説明を受けた。

①2023 年内に譲渡先法人と基本合意を進め、 2024 年 4 月からスポンサー企業が経営資金を負担。 ②姫路獨協大学の現状の運営経費を除き、譲渡に伴う獨協学園の資金負担は無し。 ③姫路獨協大学の運営体制、教職員雇用を継続。

②の「譲渡に伴う獨協学園の資金負担はなし」は、前述のとおり、B 氏に対する仲介手数料などの費用が発生しないという趣旨と解される。

A 氏は、2023 年 9 月 13 日、F 氏、I 氏（当時獨協学園本部事務局総務部長兼財務部長）らに対して、A 氏が B 氏と知り合った経緯、元官僚などとの関係に加えて、学校法人を持っている引受先であれば設置者変更という方法を取る、引受先が学校法人を持っていなければ学校法人を新設する、あるいは破綻しかけている他の学校法人に設置者変更した上でスポンサー企業から資金を拠出するといった方法で設置者変更を進めること、B 氏を中心とした関係者が動くこと、獨協学園は B 氏に対する仲介手数料を負担しないことなどの説明をした。

この説明について F 氏らは了解し、また、B 氏については、A 氏からこれまでの経緯等を説明の上、信頼できるとの報告があったため、F 氏らとしてもこれを信用し、B 氏について経歴等の人物調査を行うようにといったコメント等をすることはなかった。結局、B 氏に関する経歴等の人物調査が基本合意書（後述）締結前に行われることはなかった。

なお、B 氏が無報酬であることについて、当調査委員会のヒアリングに対して、F 氏や A 氏は、獨協学園ではなく設置者変更候補先から B 氏が報酬を貰うと理解していたと述べている。

2　2023 年 10 月 19 日理事会

（1）2023 年 10 月 19 日理事会に向けた準備

姫路獨協大学の設置者変更について、当時 F 氏も自らの伝手を利用して候補先を探していたため、F 氏が自身の伝手を利用して譲渡を打診した 2 つの法人、及び B 氏を通じて設置者変更候補先を探す方法の 3 つの案について、2023 年 10 月 19 日の理事会で説明することとなった。ただし、F 氏の伝手による候補先である上記 2 つの法人からは、事前に F 氏に対して消極的である旨の連絡があったため、B 氏を通じて設置者変更候補先を探すことで理事会から了解を得ることとなった。

他方で、設置者変更候補先の紹介等を B 氏に依頼することを理事会に上程するにあたって、A 氏は 2023 年 10 月 13 日、B 氏と面談した。この時の面談内容について、A 氏は、当調査委員会のヒアリングにおいて、以下のとおり述べている。

- B 氏からは、自分は表に出ないで C 氏（後述する）の名前で進めたいと言われた。私は、C 氏は皆が知るきちんとした方であり、C 氏の名前を出せるのであれば、信用してもらえるのではないかと感じた。
- （表に出ると）B 氏は「やりづらくなる」と言っていた。
- （なぜやりづらくなるのかとの質問に対して）分からない。そういう世界なのだと思った。
- （実際には B 氏が動くにもかかわらず、B 氏が表に出たくないというのは、怪しいと思わなかったのかとの質問に対して）B 氏の話の中では、[redacted]（注：元総理大臣）や[redacted]（注：元国会議員）の名前が出てくることなどもあり、そういう世界なんだと思った程度だった。

B 氏からの要望を受けて理事会に上程するにあたっては、B 氏の名前を出さない形で進めることとなった。

（2）2023 年 10 月 19 日理事会

2023 年 10 月 19 日理事会では姫路獨協大学の「譲渡候補先について現時点での候補 3 先のうち 1 先を優先交渉先として選定すること」という報告事項として、F 氏から説明がなされた。

候補 3 先について、当日の資料では、「候補先への影響等から正式名称等は現時点では非開示とする」として候補先の固有名詞の代わりに、〇、□、◎といった記号を用いて、別紙

１として「○○大学（学校法人　○○）」、別紙２として「□□大学」、別紙３として「◎◎法人（M&A 仲介者）」と表記されている。前２者が上記（１）で述べた F 氏が打診していた法人、「◎◎法人（M&A 仲介者）」が B 氏のことを意味していた。「◎◎法人（M&A 仲介者）」について、当日の資料では以下の記載がなされていた。

所在地：東京都 事業概要：学校法人経営相談、法人 M&A 等　実績多数 【仲介者提示の設置法人変更要件】 １．2023 年度内に引受先法人と基本合意を進め、2024 年 4 月から引受先法人が姫路獨協大学の経営資金を負担。 ２．姫路獨協大学の現状の運営経費を除き、譲渡に伴う本学園の資金負担は無い。 ３．姫路獨協大学の現状の運営体制、教職員雇用を継続。

しかし、B 氏についての記載はなく、同理事会でも「◎◎法人（M&A 仲介者）」が B 氏であるとの説明はなされていない。また、B 氏については、「B 研究所」というホームページがあるものの、同理事会においては「B 研究所」[1]についての説明もなされていない。

同理事会では、「◎◎法人（M&A 仲介者）」であれば、獨協学園の負担金がなくて済むこと、F 氏が打診した候補 2 先については、獨協学園の負担金が不明であることから、「◎◎法人（M&A 仲介者）」を優先したいとの F 氏の説明がなされ、他の理事から特に意見や質問等がなされることはなかった。

その結果、「◎◎法人（M&A 仲介者）」を優先して姫路獨協大学の設置者変更を進めて行くこととなった。

３　基本合意書ドラフトについて

（１）基本合意書ドラフトの準備

ア　当時、B 氏は、Q 法人を候補先として交渉を進めている旨を A 氏に報告しており、設置者変更になった際の理事長候補として元官僚である C 氏の名前が挙がっていた。

2023 年 11 月 7 日には、B 氏が A 氏に対して、Q 法人が姫路獨協大学を引き継ぐことに OK を出している、C 氏も新しい理事長就任に OK を出しているなどといった内容のメール（2023 年 11 月 7 日 18 時 47 分）を送っている。

この点について、当調査委員会のヒアリングに対して A 氏は

[1] 「B 研究所」については、法人登記を確認することはできなかった。

➢ B 氏は、このように期待を持たせるような記載をする。そのため、私は、このメールを受け取った当時も、本当だろうか、実際に Q 法人に話を聞くまで分からないなと思った。

と述べている。

こうした中で、2023 年 11 月 20 日、A 氏は、顔合わせの趣旨で、当時 Q 法人に設置者変更となった際の姫路獨協大学の理事長予定者とされる C 氏と、初めて面談を行っている（ただし、B 氏は同席していない）。

なお、上記 Q 法人が姫路獨協大学の引受先になるという話は、その後立ち消えとなっている。A 氏によると、その具体的な理由等は不明であるとのことである。

イ　2023 年 10 月 19 日理事会で、B 氏を優先する形で姫路獨協大学の設置者変更を進めて行くこととなったが、A 氏によると、B 氏が設置者変更候補先の紹介等を行うにあたって、獨協学園の後ろ盾が必要であるといった要望が B 氏からあったとのことであり、これを受けて獨協学園との間で契約書を締結する方向で調整を進めることとなった。

当該契約書のドラフトについては、B 氏が作成し、2023 年 12 月 7 日、理事会に上程するための基本合意書というタイトルの契約書ドラフトが B 氏から A 氏に送信された。A 氏は、B 氏が送付してきた基本合意書のドラフトについて、形式的な修正を施したものの、概ね受け入れている。

A 氏は、2023 年 12 月 23 日、この時点の基本合意書ドラフトをメールで F 氏に共有した。

上記基本合意書ドラフトについては、乙欄が空欄であったが、その後、2024 年 1 月 6 日になって、B 氏から A 氏に対して、基本合意書の乙欄について、

「東京都[redacted]
[redacted]内（注：「B 研究所」のこと）
学校法人姫路獨協学園　設立準備室
理事長候補　[redacted]（注：C 氏のこと）　　印」

とするよう連絡がなされ（2024 年 1 月 6 日 16 時 21 分メール）、A 氏もこれを受け入れている。

ウ　なお、2023 年 12 月 4 日、B 氏から A 氏に対して、同年 12 月 14 日について、A 氏、G 氏、J 氏の 3 名の X ホテルの宿泊予約を取ったこと、支払いは済ませていること、夕食については同ホテルの料亭を予約したことについて連絡があった（2023 年 12 月 4 日 19 時 12 分メール）。

実際に 2023 年 12 月 14 日、A 氏、G 氏、J 氏は、B 氏と 19 時から同ホテルの料亭で会食し（姫路獨協大学の担当者として G 氏、J 氏を B 氏に紹介することが主な目的)、そのまま 3 名とも同ホテルに宿泊した（宿泊費及び飲食代は B 氏が負担)。

以降、B 氏と A 氏、G 氏らは高級料理店において会食を繰り返しているが、この点については後述（第 9）する。

（2）基本合意書ドラフトの問題点

上記（1）で述べた基本合意書ドラフトには、概要以下のことが記載されている。

・甲を獨協学園として、乙を「新設予定の学校法人姫路獨協学園（仮称）(理事長予定者 [redacted]（注：C 氏のこと)、東京都[redacted]」、丙を姫路獨協大学とする。
・乙は、2024 年 4 月 1 日以降丙の経営権全般について責任をもって運営することとし、その費用（大学運営経費）のすべてを乙が負担する（第 2 条第 1 項)。
・甲と乙は「学校法人姫路獨協学園（仮称）又は別途の学校法人（乙が第三者より経営権の譲渡を受けた法人)」を新設の学校法人として設立準備し、丙の新しい設置法人とする。この新しい設置法人の認可は概ね 1 年 6 ケ月の日数前後を要するものと推量し、丙の新しい設置法人「学校法人姫路獨協学園（仮称）又は別途学校法人」が正式認可され、登記されるまで誠実に甲と乙は協力する（第 2 条第 3 項)。
・丙の資産（土地建物、金融資産）等は、2024 年 3 月 31 日時点の資産を甲から乙に継承する（第 2 条第 7 項)。
・乙は姫路獨協大学の名称を継承する（第 3 条)。
・乙は、将来的に丙の更なる発展のために大学付属の日本語学校、大学付属の高校、中学校、小学校、幼稚園保育園等の経営権の取得を行う事もある（第 4 条)。
・日本の法令に照らして明らかに信義誠実に違反したと甲と乙のどちらか一方が判断した時には、この「基本合意書」は破棄する事ができ、その信義誠実の違反内容によっては相手方に損害賠償を求める事ができる（第 9 条)。

しかし、この基本合意書のドラフトについては以下の問題がある。

①そもそも、2023 年 10 月 19 日理事会では、「◎◎法人（M&A 仲介者)」を優先して進めていく、すなわち M&A 仲介者を起用して設置者変更候補先を探すことになっており、実態としても B 氏が設置者変更候補先を獨協学園に紹介等することにもなっていた以上、締結すべき契約書は、設置者変更候補先の紹介を獨協学園が乙に委託するという内容のいわゆる仲介契約であるはずである。しかし、上記で述べたとおり、基本合意書の内容は、姫路獨協大学を新設法人等に設置者変更するというものになっており、この点において実態と合致していない。

②また、契約当事者についても同様であり、乙は、獨協学園に対して設置者変更候補先を紹介等するB氏ではなく、姫路獨協大学の引受先法人の理事長予定者であるC氏になっている。

③乙は「新設予定の学校法人姫路獨協学園（仮称）（理事長予定者 [redacted]（注：C氏のこと）、東京都[redacted]）」とされているが、設立前の法人であるため、あくまでC氏という個人である。他方で、第2条、第3条、第4条などの乙は、丙の移譲を受ける「法人」を前提とした記載となっており、乙の位置づけについて整理がされていない（その他にも契約文言を素直に解釈すれば、疑義が生じる内容が散見される）。

（3）基本合意書ドラフトに対する内部監査室からの指摘

この基本合意書ドラフトについては、2024年1月12日、L氏（当時獨協学園本部内部監査室所属）からI氏らに対して、「考えられる問題点やリスクについてピックアップしてみました」としてメール（2024年1月12日17時13分）が送信されており、「別添資料」として、「現状の基本合意書上のリスクと疑問」というタイトルのワード文書（以下「内部監査室文書」という）が添付されている。

この内部監査室文書では、基本合意書の契約当事者が理事長予定者C氏になっていることについて、個人との契約になっており履行される保証があるのか、また、交渉相手は仲介者なのか姫路獨協大学の譲受当事者なのか不明であるといった指摘がなされており、アドバイザーとして獨協学園として親密な大手銀行のコンサル部門等も使うべきではとの意見が示されている。また、基本合意書の経営権移譲に関しても、経営権の定義がなく、経営権全般の譲渡と解釈できることから周到に定義する必要があるなどの指摘がなされた上で、「こうしたことの交渉を短期間で準備するには学校関係法規か仲介に明るい弁護士によるチェックと助言、望ましくはMA仲介アドバイザーの利用があるべきと考える」との意見が付されていた。

なお、内部監査室文書ではB氏の存在について言及されていないことから、内部監査室としては、B氏の実際の役割を知らされないまま、基本合意書ドラフトを確認した上での指摘だったと考えられる。

こうしたL氏からのメールを受けて、I氏はA氏に対して、2024年1月12日、

> 「[redacted]（注：L氏のこと）から、疑問点や懸念点が寄せられました」
> 「みな相手方の素性がわからないことの不安からです。一般的には、このような点が気になるということについては、[redacted]（注：A氏のこと）も理事会に向けて承知しておいた方が良いと思うので、参考までに送ります」

とのメール（2024年1月12日18時28分）を送信した上で、上記内部監査室文書も含めてL氏のメールをA氏に転送した。

これを受けたA氏は、2024年1月13日18時7分、上記内部監査室文書も含めてF氏に対して、以下のメールを送信している（BCCにI氏のメールアドレスが入っている）。

「添付（注：上記内部監査室文書のこと）のように正攻法で監事や内部監査室が指摘をして取り扱うことにすると、[redacted]先生（注：B氏のこと）のお話にあったようなさまざまな根回しができなくなり、とんでもない結果になりかねません。裏事情を話せないことが、皆さん心配する要因なのは分かっているのですが・・・。そこを察していただけない（能力がない）のが残念です。」

「私の理解では、今回、理事長から内部監査室に合意書の内容確認や文言チェックを依頼していないはずです。[redacted]（注：L氏のこと）の指摘は、通常の手続きであれば、ご心配の気持ちをもちろん理解できます。しかし指摘において『大手銀行のコンサルや弁護士に依頼すべき』などと軽率に言われると、余計な業務や関係のない所にまで外部に情報が漏れることに繋がることを、とてつもなく心配しています。」

「あくまで内部で留めるべき参考意見としていただき、外に出さず余計な動きが出ないよう、何卒理事長のご判断で提案通りの内容で進めていくことを、ご確認いただきますようお願い申し上げます。大変長い文書になり、本当に申し訳ありません。（本メールは内々の取扱いにて重ねてお願い申し上げます。）」

F氏は、内部監査室文書を受け取ったものの、当該文書を踏まえた基本合意書ドラフトの修正がなされることはなかった。この点について、F氏は、当調査委員会のヒアリングに対して、

- A氏は「心配ない」、「間違いない」と言っており、私としては、A氏が一生懸命にやっているのだから、その思いを汲んであげようと思った。

と述べており、I氏は、

- 基本合意書は、B氏とA氏との間で作成されたものであり、これから基本合意書の内容を変更していると間に合わないため、理事会に上程した上で質問が出たら対応するということで考えていた。

と述べている。

（4）B氏とF氏らの面談

上記のとおり、F氏やA氏らは、理事会で基本合意書ドラフトの承認を得る方向で準備を進めていたものの、その前にB氏とF氏で顔合わせをしておく必要があるとの理由から、

2024 年 1 月 11 日、獨協大学事務局長室で B 氏と、A 氏、F 氏、G 氏、I 氏、姫路獨協大学学長、当時の姫路獨協大学副学長で面談が行われた。

この時は、B 氏が色々なネットワークを持っていることなどの説明があった程度で短時間で終了し、基本合意書のドラフトについて話がなされるなどはなかった模様である。

第３　2024 年 1 月 25 日及び 2 月 15 日理事会

１　2024 年 1 月 25 日理事会

（1）2024 年 1 月 25 日理事会での議論内容

2024 年 1 月 25 日理事会において、「姫路獨協大学の譲渡に関する基本合意書を締結することについて」として、上記基本合意書の締結について、審議がなされた。

まず、A 氏が基本合意書ドラフトの記載内容について説明を行った上で、A 氏は、関係者については、以下のような説明をしているが、B 氏及びその関係者の氏名に言及することはなかった。

- M&A 機関（注：B 氏及びその関係者のこと）からは、多くのスポンサー企業から資金提供を受けられるという話が進んでいると聞いている。
- これまで 2 年半程色々と相談している M&A 機関には元官僚も協力者にいるし、私も直接会って名刺交換をしたことがある。そういった立派な地位の方であり、姫路獨協大学を応援したい方であることを確認した。
- M&A 機関について現時点で公表はできないが、怪しい団体ではないことは確認している。

基本合意書ドラフトに対しては、他の理事から、

- 基本合意書については、M&A に精通した法律家によるリーガルチェックや文部科学省（以下「文科省」という）への事前相談が必要であり、また、譲渡後の事業計画等や姫路獨協大学の資産等のリストなども必要であり、明確に反対するものではないが、情報不足の中で早急な議決を行うことについて懸念がある。
- 乙である C 氏は個人であり、文科省に法人設立の相談もしておらず、法人が認可されるか不明な状況において、2024 年 3 月末に姫路獨協大学の資産譲渡を行うというのはおかしい（基本合意書第 2 条 7 項）。
- 獨協学園の設置する大学の経営権全般について、認可されていない乙が 2024 年 4 月から運営に当たるというのは私立学校法上問題ではないか（基本合意書第 2 条 1 項）。

などの指摘がなされた。

これを受けて F 氏は、

- 基本合意書はあくまで双方の共通の目標を定め合理的に進めるためのもので、契約書とは異なるものである。
- 理事会等の承認や文科省の認可等手続きを経ることなく、大学の資産及び経営権が譲渡されることは不可能であるが、理事からの懸念が出された以上は先方との調整が必要である。

といったことを述べた上で、A 氏に対して基本合意書ドラフトの第 2 条第 1 項及び同第 7 項の修正を依頼した。

また、F 氏は、

- 基本合意書第 9 条により破棄することが可能であること。
- 法令違反等がある時には学園側から破棄すればよく、A 氏が力を尽くして進めてきた話であり、理事の懸念する内容が現実に起きた場合には、第 9 条を利用して破棄するということで、基本合意書により前に進むことをご理解いただきたい。

といったことを述べたが、これに対して、E 氏から、

- 法令に違反する内容について決議を取ることは問題である。
- 本件基本合意書は私立学校法の趣旨を理解せず、文科省に事前相談に行ったとしても、この基本合意書は受け付けられない。法令違反の決議を行い、将来的に学園が損害を受けた場合、この決議に加わった理事は個人として損害賠償の対象となり得る。

といった発言などがなされた。

こうした指摘ややり取り等を踏まえ、理事会としては、基本合意書ドラフトの修正を行った上で、翌 2 月に臨時理事会を開催し、そこで基本合意書を承認するかどうか決めることとなった。

（2）2024 年 1 月 25 日理事会での認識

基本合意書ドラフトは、2023 年 10 月 19 日理事会において優先して進めていくことになった「◎◎法人（M&A 仲介者）」との間の契約書という位置づけであり、実態としても、B 氏が中心となって設置者変更候補先の紹介等を行うことになっていた。にもかかわらず、その基本合意書のドラフトの内容は、姫路獨協大学を新設される法人（乙）等に設置者変更するというものであって、獨協学園が乙に対して設置者変更候補先の紹介等を委託するという仲介契約にはなっていない。しかし、理事会において F 氏や A 氏からこの点について説明は行われていない。

また、基本合意書の乙欄には上記のとおり「B 研究所」との記載はあるものの、同理事会においては、F 氏や A 氏から B 氏について、名前を挙げて説明されることはなかった。A 氏は、「M&A 関係の機関」、「M&A 機関」と 2 年程度やり取りをしてきた、信用できるといった説明はしているが、「M&A 機関」の詳細や C 氏と B 氏又は「B 研究所」との関係等についても説明していない。

当該理事会に出席していた者の中には、当調査委員会のヒアリングにおいて、

- 「B 研究所」のホームページ（注：この点は後述する）を見て「B 研究所」は怪しいと思っていた。ただ、あくまで（乙である C 氏の）住所地として記載されていただけだし、B 氏が主導的に動いているわけではないと理解した。

と述べる者もおり、「B 研究所」に対して一定の疑念を抱いた者もいたが、B 氏が主導していることを認識してはいなかった。

各理事のやり取りにおいても、姫路獨協大学の設置者変更候補先である乙が個人であり、その乙に姫路獨協大学の運営権や資産を 2024 年 4 月 1 日付で譲渡できるのかというより大きな論点に議論が集中しており、「M&A 機関」や「B 研究所」については、質問や確認等はなされていない。

以上からすれば、B 氏の存在を把握していない多くの理事からすれば、姫路獨協大学の引受先となる新設法人の設置を進めて行くこと、その引受先法人の理事長に C 氏が就任する予定であること、そのための基本合意書であるという理解をしていたものと考えられるが、他方で、その設置者変更を進める過程で M&A の仲介者が関与するとしても、基本合意書が実質的にはその仲介者との契約であるという認識、及びその仲介業務を B 氏が中心になって行うことの認識はなかったものと認められる。

（3）2024 年 1 月 25 日評議員会

理事会の後に行われた評議員会では、基本合意書のドラフトについて、理事会において、第 2 条第 1 項及び同第 7 項等の文言に係る修正等の意見が出されたこと、基本合意書案を修正した上で 2 月に臨時理事会及び評議員会を開催することになったことの説明がされたが、評議員会においても、B 氏の存在やその役割について名前を挙げて説明がなされることはなく、評議員から特段の意見や質問等はなかった。

したがって、評議員としても、B 氏の存在や役割についての認識は持ち得なかったと考えられる。

2　2024 年 2 月 15 日臨時理事会

（1）2024 年 1 月 25 日理事会後の動き

2024 年 1 月 25 日理事会での結果を受けて A 氏は、2024 年 1 月 26 日に X ホテルのラウンジにおいて、B 氏と基本合意書ドラフトの修正について話し合いを行った。その上で、A 氏が基本合意書ドラフトを修正し、B 氏の了解を得た。

改訂された基本合意書ドラフトでは、2024 年 1 月 25 日理事会で指摘を受けた、第 2 条第 1 項の経営権譲渡に関する記載が、乙が運営経費の一部を負担するという記載に変更され、また、第 2 条第 7 項の姫路獨協大学の資産譲渡に関する記載が削除された。ただし、「甲から乙へ丙が移譲」（第 3 条や第 5 条）といった記載があるなど個人である乙に対して姫路獨協大学を移譲することを前提とした記載は残っているなど乙が個人なのか法人なのか定義が曖昧であるなどの問題については解消されていない。

また、獨協学園が設置者変更候補先の紹介等を B 氏に委託するという本質的な内容は、結局、基本合意書ドラフトに含まれることはなかった。

（2）2024 年 2 月 15 日臨時理事会

2024 年 2 月 15 日臨時理事会において、「姫路獨協大学の譲渡に関する基本合意書を締結することについて」を議題として、修正された基本合意書ドラフトを承認するかどうかについて審議がなされた。

A 氏からは、2024 年 1 月 25 日理事会で指摘されていた「経営権の譲渡等」の問題について、修正された基本合意書のドラフトにおいて懸念点は解消されていることなどの説明がなされた。

また、獨協学園理事の M 氏から、基本合意書締結の段階では乙は個人であるが、問題はないのかとの質問がなされたが、A 氏は、個人が契約相手になることもあると認識しているし、C 氏が代表として名前が出ているが、それに関連する準備室のメンバーがいるため法人のような形と理解しており、今のところ問題はないと考えているといった回答を行った。

こうしたやり取りの上で、基本合意書の締結について理事会において承認議決がなされた。

（3）2024 年 2 月 15 日臨時評議員会

2024 年 2 月 15 日理事会直後に開催された臨時評議員会においても、「姫路獨協大学の譲渡に関する基本合意書を締結することについて」として、修正された基本合意書のドラフトを承認するかどうかについて審議がなされた。

A 氏から、上記理事会と同様の説明がなされたが、これに対して評議員からは質問や意見等はなく、基本合意書の締結について、評議員会として同意がなされた。

第４　基本合意書締結後のＢ氏の活動等について

１　基本合意書の締結

Ｃ氏との間の基本合意書（以下「本件基本合意書」という）は、2024 年 2 月 15 日付で締結された（C 氏の実際の押印は 2024 年 3 月 1 日）。

その後、2024 年 5 月 1 日付けで姫路獨協大学の設置者変更に向けた準備を進める大学経営改革推進室が設置され、H 氏が室長となった。以後、B 氏とのやり取りについて、獨協学園側では A 氏、G 氏及び H 氏が行うようになった。

なお、本件基本合意書では、2024 年 4 月 1 日から乙が姫路獨協大学の経費を一部負担するという記載があったが、2024 年 4 月時点で姫路獨協大学の設置者変更先は見つかっておらず、新設法人設置の動きも特段進んでいなかった。契約当事者である C 氏が姫路獨協大学の経費を負担することもなかった。

２　Ｂ氏の活動実態について

（１）Ｂ氏の紹介案件について

ア　当調査委員会のヒアリングによれば、A 氏としては、本件基本合意書は、「B 氏が姫路獨協大学の仲介者として正式に活動するための、言わば仲介契約となる内容を記載した」ものという認識であった。

ただし、本件基本合意書は、B 氏ではなく C 氏と締結されたものであり、内容としても獨協学園が B 氏に対して設置者変更候補先の紹介等を委託するものではなく、また、獨協学園と B 氏との間で別途仲介契約等の契約書が取り交わされることもなかった。したがって、客観的には、B 氏が設置者変更候補先の紹介等の業務を行うことについて、理事会の承認を得られたとはいえない。

イ　基本合意書締結後、B 氏は姫路獨協大学の設置者変更候補先を A 氏に紹介するメールを送付しているが、その中には、B 氏が間に入ったことを契機として、実際に姫路獨協大学に来て施設見学を行った設置者変更候補先も複数あった。また、設置者変更には至らなかったものの、獨協学園側と面談に至っている候補先も存在していた。特に R 法人は、2025 年 3 月末に F 氏と R 法人理事長が面談するまでに至っており、その場には B 氏も同席していた。

以上のとおり、B 氏が獨協学園に対して設置者変更候補先を紹介していたこと、その結果一定程度交渉が進展したケースもあったことからすれば、B 氏が獨協学園の設置者変更候補先を仲介すべく実際に動いていたことが認められる。

（２）Ｂ氏の活動における不自然な点

ア　上記のとおり、B 氏から紹介を受けた設置者変更候補先との間で交渉が進展したケースはあったものの、B 氏から名前が挙がった設置者変更候補先のうち、獨協学園との間で

具体的な交渉に至らなかった候補先も多かった。具体的な交渉もなく案件が立ち消えになった設置者変更候補先としては、10 先以上に及ぶ。

また、B 氏から A 氏らに対して、例えば、「本日の会議にて、[redacted]で有名な専門学校より、『基本合意書』を、23 日迄に締結する事で了解を得ました」（2025 年 6 月 13 日 12 時 51 分メール）、「[redacted]との『基本合意書』は、正式に締結されています」（2025 年 6 月 28 日 16 時メール）、「既に姫路獨協大学と『合意書』を締結した法人には、本日以降に『お断り』の連絡をします」（2025 年 7 月 20 日 15 時 56 分）といった連絡がなされることがあった。

しかし、B 氏が締結したとする基本合意書について A 氏や H 氏は確認していないと述べており、そもそも基本合意書を締結するとなれば理事会の承認等が必要であるところ、そのような事実もなく、当該法人と獨協学園の間で具体的な交渉が行われた形跡もない。「既に姫路獨協大学と『合意書』を締結した法人には、本日以降に『お断り』の連絡をします」についても同様であり、そのような合意書を獨協学園として締結した法人は過去にないものと考えられる。

また、「結論としては、私の本心ですが、やっと合意に向け最終段階になったという感触です。（今までの積み重ねで経験的に、合意（ゴール）に近い事を実感しています。基本的には、[redacted]先生（注：A 氏のこと）の支援を得て、最終的な合意契約に持ち込みます。ご安心下さい」（2025 年 4 月 26 日 14 時 56 分メール）といったメールや上記第１．２で述べた「（2023 年）8 月下旬を目処にまとめます」などの記載からわかるとおり、B 氏はすぐにでも設置者変更候補先との間で合意ができるかのようなメールを送付することが度々あったが、いずれも引受先として獨協学園と合意に至ったものはない。

イ　また、その他にも B 氏からの報告については、例えば以下のようなものも見受けられる。

・B 氏から G 氏に対して

「4 月末までに人件費等の一部、1000 万円を学園口座に入金」 「新規の法人の移譲状況で 10 億円を入金」

といったメール（2024 年 3 月 25 日 23 時 26 分）が送信されている。これは、本件基本合意書において、2024 年 4 月 1 日以降、引受先が姫路獨協大学の「運営に係る経費の一部」を負担するという規定（第 2 条第 1 項）を意識したものと考えられるが、結局これらが入金されることはなかった。

・さらに、B 氏から A 氏に対して、

2024 年 8 月 26 日 18 時 33 分メール

「別件ですが、私の関与しているファンドが、私に１００億円の枠を設定しました」

2025 年 2 月 4 日 16 時 21 分メール

「(姫路獨協大学のイメージキャラクターとして) [redacted]出身の歌手『[redacted]』の話が出ましたが、[redacted]の事務所と話し合っています。2 月中には、上記を決めたいと思います」「[redacted]（ミュージシャン）の提案も出ましたが、[redacted]。学生の高い支持と人気、気持ちの高揚を考えて、(自分の趣味ではなく)、他の候補者の推薦もお願い致します」

2025 年 3 月 8 日 11 時 19 分メール

「個人的な事ですが、科学雑誌『nature』から論文[redacted]を書いて欲しいと依頼がありました」

といったメールが届くこともあった。

ウ　「B 研究所」にはホームページが存在しているが、その印象について、関係者は、当調査委員会のヒアリングに対して、以下のように述べている。

- 「B 研究所」のホームページは不思議な感じで、姫路獨協大学の譲渡を取り扱っているようなところだとは見受けられなかったので、どういうことだろうと思った。
- ホームページを見たが、よく分からない内容だった。
- B 氏のことが問題になってから（ホームページを）見たが、支離滅裂な内容だった。

また、2024 年 11 月 26 日、B 氏と A 氏、G 氏、H 氏らが会食をした際（場所は X ホテルの料亭）で、B 氏から、設置者変更候補先と話をする際に、B 氏が獨協学園関係者であることを説明するために、「B 研究所」のホームページに姫路獨協大学の住所を表示したいとの話があった。

これを受けて 2024 年 11 月 28 日、A 氏から F 氏に事情を説明し、B 氏が姫路獨協大学の住所表示を行うことについて F 氏から了解を得ている。

その結果、「B 研究所」のホームページ上の住所欄は姫路獨協大学の住所に変更され、「B 研究所」が姫路獨協大学内に存在しているかのような外観が作られることとなった。同表示が行われていた期間は、2024 年 11 月末頃から 2025 年 7 月末頃までである。

エ　2025 年 11 月上旬、A 氏及び H 氏に対して、S 社[2]の担当者から、

・獨協学園と B 氏との関係性や B 氏の素性が不透明であることなどを理由として候補先から辞退した先が多数いる。
・設置者変更についての実質的な対価の受領主体が獨協学園ではなく、B 氏個人であることや B 氏から提示を受けている設置者変更条件と獨協学園の方針との整合性が確認できない。
・そのため S 社としては、こうした不透明な点を解消する必要があると考えており、それができない限り本件を進めることはできない。

といったメール連絡がなされた（2025 年 11 月 6 日 11 時 29 分）。

これに対して A 氏らは、獨協学園と B 氏との間に契約関係はないが、B 氏は社会的信用性の高い方であるといった説明をした上で、S 社と B 氏との業務上の内容の話であり、獨協学園から資料提供や回答ができるものではないとの返信を行うのみで（2025 年 11 月 12 日 20 時 11 分メール）、上記メール内容の詳細を S 社に対して確認するようなことはしていない。

上記に対して S 社担当者は、A 氏、H 氏、S 社の 3 者による打ち合わせを提案したが、A 氏及び H 氏はこれにも応じることはなく、結局、S 社担当者から、「コンプライアンス部門および社内弁護士と慎重に協議を行った結果、個人に対する[redacted]億円の対価支払いを含むスキームは、リスクを鑑みて弊社として取り扱うことができないとの最終判断に至りました」として、姫路獨協大学の設置者変更の件から辞退する旨の連絡（2025 年 11 月 14 日 17 時 25 分メール）がなされた。

上記 S 社担当者との間のメールに関して、A 氏及び H 氏は B 氏に対しても S 社に対しても経緯等の確認をしていないため[3]、上記メールの具体的な事情や背景等は不明のままである。しかしながら、上記の S 社とのメールを踏まえると、獨協学園と B 氏の関係性が不明であることなどを理由として、姫路獨協大学の設置者変更候補先が辞退するような事態が起きていた可能性がある。

---

[2] 設置者変更候補先について S 社と B 氏がやり取りをしていたようであるが、獨協学園との間では何ら契約を締結していないため、S 社の立ち位置は不明である。

[3] この点に関して、A 氏は、当調査委員会のヒアリングにおいて、「B 氏に対して『これはどういうことか』と確認することはしていない。当時も B 氏から引受先候補の情報提供があったため、一縷の望みを繋ぎたかった。」と述べている。H 氏も「M&A の世界に精通していないため、B 氏の動きがルール違反なのか判断が難しかったし、まだ B 氏とのやり取りが続いていたため、（B 氏に）確認すると機嫌を損ねかねないという思いもあった。」と述べている。

（3）B 氏の活動に対する A 氏らの対応

上述のとおり、B 氏は A 氏らに対するメールにおいて設置者変更候補先と基本合意書を締結したなどと述べているが、基本合意書のような重要な契約を締結するには理事会の承認が必要であることからすれば、設置者変更候補先と基本合意書を締結する権限が B 氏にないことは明らかである。しかし、こうした B 氏のメールに対して、A 氏らは、基本合意書を締結する権限が B 氏にないこと、このような行為を今後一切しないことなどの指摘や注意を行うといった対応は取っていない。

また、そもそも A 氏らは、基本的に B 氏と設置者変更候補先との折衝の場に同席したり、メール等のやり取りに CC 等で入ることもなく、B 氏に一任していた。

そのため、B 氏が設置者変更候補先との間でどういったやり取りをしていたか、どういう条件で話し合いを行っていたか、実際に折衝をしていたかどうかも含めて、B 氏からの報告に依拠するしかない状況にあった。したがって、A 氏らは、設置者変更候補先の仲介等を依頼した B 氏の動きについて、適切に把握できていなかったものと考えられる。

3　C 氏の関与について

A 氏ら関係者の供述によると、C 氏は姫路獨協大学の設置者変更候補先の理事長予定者ではあったものの、B 氏の上記活動に関わっていなかったとのことであり、メール等の資料においても、C 氏が姫路獨協大学の設置者変更候補先の紹介や交渉等に関わっている様子は一切見られない。更に言えば、当調査委員会のヒアリングにおいて、A 氏は、後述する 2025 年 9 月の基本合意書解除に向けて C 氏と面談した際、「C 氏は“B 氏に会ったことがない”と述べていた」と供述している。

したがって、C 氏は、あくまで姫路獨協大学の設置者変更候補先の理事長予定者として本件基本合意書に名前が出てきたのみであり、本件基本合意書の当事者としての活動や B 氏のような設置者変更候補先の紹介等の活動を行った事実は認められない。

第 5　本件基本合意書締結後の理事会の動きについて

1　2024 年 2 月 15 日以降の理事会について

2024 年 2 月 15 日の臨時理事会で本件基本合意書締結の承認決議が行われて以降、2025 年 1 月 24 日の理事会までの間、姫路獨協大学の設置者変更に関しては、F 氏らが継続対応中であると報告するといった程度のやり取りに止まっており、設置者変更候補先との交渉がどの程度進展しているかなどの詳細についての説明はなされていない。

実際のところ、この間において F 氏や A 氏が理事会に報告できるような確度の高い具体的な候補先はなかったものと考えられる。

2　2025 年 3 月 21 日、3 月 27 日及び 4 月 17 日理事会について

（1）2025 年 3 月 21 日理事会

2025 年 3 月 21 日理事会においては、姫路獨協大学の設置者変更について、F 氏から、引き続き交渉を進めており、良い形で話が進んでいるが基本合意には至っていないといった説明がなされた（当時交渉が進んでいた R 法人のことと考えられる）。

（2）2025 年 3 月 27 日理事会

2025 年 3 月 27 日理事会で F 氏から、

- 2024 年 2 月に本件基本合意書を締結し、姫路獨協大学の設置者変更について、コンサルタント（注：B 氏及びその関係者を指すものと考えられる）に動いてもらい、いくつもの法人に当たったところ、現在候補先として挙がっているのが、R 法人である。
- R 法人の理事長とも面談し、前向きな返事をもらっている。

などの説明があり、その上で R 法人への設置者変更に向けた今後の進め方等について理事の間で議論が行われた。

ただし、R 法人については、その後、2025 年 4 月初旬に R 法人側から白紙にしてもらいたいとの要望がなされたため、設置者変更に向けた話し合いは打ち切りとなった。

（3）2025 年 4 月 17 日理事会

2025 年 4 月 17 日理事会では、D 氏から、本件基本合意書では、2024 年 4 月以降、姫路獨協大学の運営経費の一部は乙が負担することになっているが、本件基本合意書はまだ有効ということでよいのかなどの確認があり、このやり取りの中で F 氏は、本件基本合意書は、C 氏がコンサルタントとして動くために締結したものであるといった説明を行った。

また、E 氏から、M&A の仲介業務を委託する場合は獨協学園と委託契約を締結するものであるが、本件は「B 研究所」が仲介業務をしているようであり、一般的な動き方と違うのではないかとの質問がなされた。これに対して、F 氏は、そのようなやり方をするということで本件基本合意書を結んだといった説明を行った。

これを受けて M 氏から、基本合意書の乙（C 氏）は、引受先ではなく仲介業者という位置づけなのかとの質問がなされたところ、F 氏から、

- 新たな法人が設立される場合は C 氏が理事長に就任するが、姫路獨協大学の引受先がある場合はそこが運営主体になる。
- 新設法人のケースを想定して本件基本合意書は作られたが、相手によって成り立ちが変わる。

といった回答がなされた。

これに対してM氏から、そこまで深く読み解くということか、本件基本合意書締結を議論した理事会（2024年1月25日及び2月15日理事会のこと）においてはそこまでの説明はなかったと思うといったコメントがなされた。

以上の理事会におけるやり取りからすれば、この頃には、理事や監事[4]の中には、「B研究所」が設置者変更候補先の紹介等を行っていること、本件基本合意書の内容と実態に齟齬が生じていることなどについて、疑念を抱く理事がいたものと考えられる。

第6　本件基本合意書の解除に向けた動きについて

1　B氏に関する調査の実施

2025年4月17日理事会後、N氏（獨協学園理事、獨協大学学長）が「B研究所」のホームページを閲覧したところ、所在地が姫路獨協大学になっていることを確認したため、N氏はE氏に報告を行った。報告を受けたE氏は、B氏の経歴等の人物調査を行うこととし、ある調査会社に調査を依頼した。

「B研究所」のホームページ記載の所在地が、姫路獨協大学になっていることなどについては、他の一部理事にも共有された。

2　2025年5月29日理事会

2025年5月29日理事会において、M氏から、「B研究所」のホームページの住所が姫路獨協大学のものになっているのはなぜかといった質問がなされた。これに対して、A氏から、

- B氏には姫路獨協大学のために集中的に仕事をしてもらっており、B氏の交渉先はR法人のみでなく複数の法人であること、B氏及びC氏らが交渉先と信頼関係を築くために「B研究所」のホームページ上の住所を姫路獨協大学としたがG氏が窓口として対応している。

といった説明を行った。

また、なぜ「B研究所」と仲介契約を締結していないのかとのM氏からの質問に対して、A氏は、事情があってできないと述べた上で、

---

[4] E氏は、当調査委員会のヒアリングに対して、「2025年3月、理事・評議員合同懇親会でF氏と話した際、姫路獨協大学の譲渡交渉のことを聞いたところ、F氏が『B氏がやっている件ね』と言っていたため、『あれ？』と思った（注：動いているのはC氏ではないのかという趣旨）」と述べている。

- B 氏の関係者には元官僚などがおり、自分もこうした方々と面談の上、姫路獨協大学の設置者変更に協力してもらえることを確認した。
- B 氏のことは信頼できるし、怪しい人ということではないと思っている。

といった回答があった。

また、E 氏から、

- B 氏との間で委託契約を締結すべきだったのではないか。
- また、設置者変更候補先名を明かさないというのはあり得るが、仲介業務をしている者について、詳細を明かさないというのは一般常識とは異なるやり方である。

との指摘があった。これに対して F 氏は、

- B 氏は多くの人脈を有しており、その結果、姫路獨協大学に視察に来た者も複数いる。

といったことを述べた。

また、設置者変更が成就した際に B 氏から何らかの要求を受けることが危惧されるという点については、F 氏から、仲介費用については、B 氏との間で獨協学園からではなく姫路獨協大学の引受先が負担する約束である旨の説明などがなされた。

理事会において B 氏に関して正面からやり取りがなされたのは、当該理事会からと考えられるが、この頃には、B 氏の存在等について、一部の理事や監事が懸念を抱くようになっていた。

3　2025 年 6 月 9 日の会食

2025 年 6 月 9 日、F 氏、A 氏、H 氏と B 氏で、W ホテルのレストランで会食が行われている。

F 氏ら関係者の供述によると、当会食の趣旨は、本件基本合意書の締結から 1 年以上が経過したものの、設置者変更に至っていないことを受けて、F 氏が自身の伝手などを辿って設置者変更候補先を探すことを B 氏に伝えるために行われたとのことである。

なお、この時の会食費用 8 万 6220 円は獨協学園が負担している。

4　2025 年 6 月 26 日理事会

2025 年 6 月 26 日の理事会では、本件基本合意書の解除を次回 7 月の理事会で決議することを提案する旨の意見書（提案者は N 氏、D 氏ら 10 名の理事の連名）が提出された。

同意見書は、本件基本合意書解除の理由として、本件基本合意書に基づく設置者変更交渉が 1 年 4 カ月経過しているが、具体的な進捗がなく、理事会に対しても交渉状況について

開示がなされていなかったこと、本件基本合意書の契約相手先は法人ではなく個人であり、交渉についても契約相手（C 氏）ではなく、実際には B 氏に依頼しているとの報告がなされるなど本件基本合意書自体に多数の問題が含まれていることなどを挙げている。

当該意見書に対して、F 氏から、意見書については非常に重く受け止めるが、現在交渉中の案件を最後のチャンスと捉え、今後２、３カ月程度で纏め切れなかった場合には、次に向かうしかないと考えているといった発言があるなど理事会で議論が行われた。

5　2025 年 7 月 24 日理事会

2025 年 7 月 24 日理事会では、E 氏から、上記 1 で述べた B 氏についての経歴等の人物調査の結果として「調査報告書」が、理事会参加者に席上交付された。

同報告書には、B 氏について、取引先としての適格性を疑わせる記載がなされており[5]、E 氏は、同調査報告書の説明を行った上で、監事権限の行使として、「B 研究所」による姫路獨協大学住所の使用、及び B 氏の身元が判明するまでの基本合意書に基づく譲渡交渉の監事権限に基づく差し止め請求を行った（寄附行為第 33 条）。

これに対して F 氏からは、B 氏に関する疑義内容については改めて調査し、真偽が判明するまで交渉は進めない旨の発言がなされた。

その結果、姫路獨協大学の設置者変更について、本件基本合意書に基づく交渉及び提案等は B 氏に関する疑義内容の真偽が判明するまで一旦停止とし、B 氏以外の伝手やルートを利用した設置者変更については継続することとなった。

6　2025 年 7 月 24 日理事会を受けての対応

（1）B 氏に対して

上記 2025 年 7 月 24 日の理事会を受けて A 氏は、翌 7 月 25 日に B 氏と会食し、B 氏が「B 研究所」のホームページに表記していた姫路獨協大学の住所を消去すること、今後本件基本合意書も解除せざるを得ないことを報告した。A 氏によれば B 氏から特に不服が示されることはなかったとのことであり、「B 研究所」のホームページに記載されていた姫路獨協大学の住所表記は、2025 年 7 月末頃に削除された。

他方で、その後も、B 氏は A 氏らに対して、設置者変更候補先との交渉状況をメール（2025 年 8 月 5 日 22 時 2 分等）で送っている。また、これに対して A 氏らから、B 氏に対して、設置者変更候補先との交渉や情報提供等を一旦停止するよう要請するようなことも行われていない。

また、B 氏のホームページからの姫路獨協大学の住所削除について、A 氏は G 氏に対して以下のメールを送っている。

---

[5] 当該調査結果の具体的な内容については、B 氏のプライバシーに配慮し、記載は差し控える。

2025年7月31日17時29分

「先ほど[redacted]先生（注：B氏）との打ち合わせが終わり、姫路獨協大学での電話対応について確認しました。やはり、理事会対策としてのHP修正なので、交渉上、やはり姫路獨協大学に所属していることは変更なしとのことでした」

すなわち、上記7月24日理事会において、E氏から上記のとおり差止請求がなされたことなどを受けて、理事会において、本件基本合意書に基づく交渉及び提案等はB氏に関する疑義内容の真偽が判明するまで一旦停止とされたにもかかわらず、B氏はこれまでと変わらない形でA氏らに対して設置者変更候補先の紹介や情報提供を継続しており、A氏らもB氏に対してそれまでと変わらない対応をしていたものと認められる。

（2）C氏に対して

本件基本合意書の契約当事者であるC氏に対しても、A氏から本件基本合意書の解除を依頼したところ（2025年8月1日15時25分A氏からC氏宛メッセージ）、C氏からは、獨協学園にとって本件基本合意書の解除が必要ということであれば異存がない旨の回答（2025年8月23日16時48分C氏からA氏宛メッセージ）があった。

第7　本件基本合意書の解除及びその後のB氏への対応について

1　本件基本合意書の解除

（1）2025年8月21日理事会における本件基本合意書の解除決議

2025年8月21日理事会において、「姫路獨協大学の譲渡に関する『基本合意書』を解除することについて」という書面（N氏、D氏らの連名）が資料として提出され、本件基本合意書の解除について、理事会で議論がなされた。同書面には、本件基本合意書を解除することについて、これまでの設置者変更交渉の実態が本件基本合意書の内容と大きく乖離していること、E氏による調査の結果、B氏について疑念が生じていることなどを理由として、C氏に対して解除通知書を送付する形で解除する旨の記載がなされている。

理事会での議論の結果、C氏に対して解除通知書を送付するのではなく、F氏の責任において双方が合意する形で迅速に本件基本合意書を解除することで異議無く可決された。

また、当該理事会では、本件基本合意書の締結経緯等に関して第三者委員会を設置して調査を行うべきとの提案もなされ、これについて理事間で議論がなされている（結論としては、この時点で第三者委員会を設置するのではなく、経過を見ながら必要に応じ審議することとなった）。

なお、同理事会において、F氏から

- 実際にはC氏が基本合意書の契約者であるが、B氏を含むグループであったと考える。

- しかし、実態が不明であるとの指摘等に基づき、基本合意書については、本理事会の第１号議案で議決されたとおり解除し、あわせて基本合意書に基づく譲渡交渉も打ち切ることとする。

との発言がなされている。

（２）本件基本合意書の解除

上記理事会における決議を受けて、2025 年 9 月 1 日、F 氏、I 氏、A 氏、H 氏と C 氏が面談し、本件基本合意書の解除について C 氏に説明、C 氏から了解を得た上で、本件基本合意書は双方合意の下で、2025 年 9 月 1 日付で解除された（C 氏との間の本件基本合意書の解除合意書の実際の取り交わし自体は 9 月中旬頃に行われた)。

（３）2025 年 9 月 25 日理事会

2025 年 9 月 25 日理事会において、E 氏から、2025 年 7 月 24 日理事会で差止請求を行ったが、その後 B 氏とは連絡を取っていないという理解でよいかとの質問がなされた。これに対して、F 氏は、関与していないと回答した。また、同様に E 氏から A 氏に対して、その後、B 氏と交渉をしたのかとの質問がなされたが、A 氏は、交渉はしていない、本件基本合意書の解除は伝えたと回答した。

２　本件基本合意書解除後も B 氏が引き続き設置者変更候補先の紹介等を継続していたこと

本件基本合意書解除後も、B 氏は A 氏、G 氏、H 氏に対して、設置者変更候補先との交渉状況をメール（2025 年 10 月 1 日 17 時 42 分、2025 年 11 月 17 日 19 時 22 分等）で送っている。

また、2025 年 10 月 24 日には、B 氏から A 氏、G 氏、H 氏らに対して、自分に対してストップがかかるまで全力で頑張ること、遠慮なくストップをかけて構わないことなどが伝えられたが（2025 年 10 月 24 日 12 時 21 分メール)、この時のやり取りも含めて、A 氏らは B 氏に対して、本件基本合意書解除に伴い、設置者変更候補先の紹介や交渉等をやめるよう要請したり、メールのやり取りを打ち切るようなことは行っていない。

加えて、2025 年 10 月には、B 氏経由で紹介を受けた設置者変更候補先の一行が姫路獨協大学の見学に訪れているし、本件基本合意書解除後である 2025 年 9 月 12 日、10 月 20 日、及び 11 月 21 日、A 氏、G 氏、H 氏は、B 氏と会食をしている。

このように本件基本合意書解除後も B 氏は以前と変わらず、A 氏らに対して設置者変更候補先の紹介や情報提供等を行っており、A 氏らも、B 氏による活動を止めることなく、引き続き情報提供を受け続けていたことが分かる。

3　A氏らが、B氏との連絡方法をGメールに切り替えたこと

2025年10月9日19時9分のメールでA氏はB氏に対して、A氏、G氏、H氏のGメールアドレスを伝え、以降B氏とのやり取りは獨協学園のメールアドレスではなく、個人のGメールアドレスを使用してやり取りがなされるようになった。

この点、上記メールには「このたびスマホでメール確認できるよう[redacted]（注：A氏、G氏、H氏）のメールアドレスをGメールに統一しました」との記載がなされている。しかし、本件基本合意書解除後にB氏とのメールのやり取りをスマートフォンでタイムリーに確認する必要性は乏しいといえる。また、H氏は、B氏に関連するメールについてはE氏によるメール閲覧が想定されるため、獨協学園とは別のアドレスで行うことを伝えるメール（2025年10月28日12時59分）を送信している。これらのことから、A氏らは、引き続きB氏と連絡を取っていることをE氏に知られることを避けるために、Gメールアドレスを使用したものと考えられる。

第8　B氏からA氏及びG氏に対する威圧的なメールの送信及び報酬請求等

1　2025年11月27日のB氏からA氏に対するメール

2025年11月27日2時52分、B氏はA氏に対して、A氏に現金を渡していたこと、高級飲食店で飲食をしたことについて誠実な対応を求めるといった内容のメールを送付した。

更に同日16時37分、B氏はA氏に対して、姫路獨協大学の設置者変更のために約1億円の資金を使ってきた、E氏が理由で姫路獨協大学の設置者変更の件から自分（B氏）を外すとは情けない、誠実な回答を望むなどといった内容のメールを送付した。

上記B氏からA氏宛のメールは、威圧的な表現や内容になっており、B氏がA氏に対するそれまでの態度を急変させたものといえる。

なお、これらのメールにおいてB氏は、E氏に言及しているが、獨協学園の理事会においてF氏ら一部の執行部と獨協医科大学関係の理事との間の対立構造があることを踏まえたやり取りとなっている（詳細はⅤ．第3で後述する）。この点、当調査委員会のヒアリングにおいて、A氏は、

- B氏に対し、理事会がF氏と獨協医科大の理事らと対立構造となっていること、E氏は獨協医科大の事務局長だったため、監事でありながら獨協医科大派であることを話していた。

と述べている。

2　2025年11月28日の面談

上記B氏のメールを受けて、A氏は2025年11月28日、Xホテルのラウンジで B氏と面談をした。

この面談について、A 氏は、当調査委員会のヒアリングにおいて、

- B 氏から「獨協学園は金を払う気があるのか？」と言われたため、B 氏には世話になっており、成約した場合には何かしら報酬を支払わなければならないと考えているといった趣旨のことを B 氏に話した。
- また、B 氏から、仮に M&A 業者が間に入っているにもかかわらず、設置者変更候補先と直接交渉を行うと M&A 業者に支払う賠償金が 4 億円くらいになると言われたことがある。F 氏との間では、4 億円支払ってでも候補先と直接交渉した方が良いのではないかと話したことがあったため、「理事長とこのような話をしたことがある」というニュアンスでこの話も B 氏に伝えた。ただ、B 氏に対し 4 億円支払うとは言っていない。

と述べている。

また、B 氏が態度を急変させた理由について、当調査委員会のヒアリングにおいて A 氏は、全くわからないとした上で、基本合意書を解除して B 氏を外したことについて、A 氏が主導したと B 氏は受け止めているようだったと述べている。

なお、2025 年 11 月 28 日の面談において、A 氏は B 氏に対してこれまでの会食費用等の返還もしているが、この点は後述する[6]。

3　B 氏から 4 億円の支払いを求めるメールについて

（1）B 氏と A 氏との間のメール内容

上記 2025 年 11 月 28 日の面談後、B 氏は A 氏に対して、設置者変更候補先に関する紹介業務等の報酬として 4 億円を支払うよう A 氏にメールで繰り返し迫るようになった（2025 年 12 月 9 日 21 時 57 分、2025 年 12 月 9 日 22 時 20 分メール、2025 年 12 月 12 日 11 時 43 分メール）。これに対して、A 氏は、B 氏との間で 4 億円を報酬として支払う旨の合意は無い旨をメールで返信し、支払いを拒否した（2025 年 12 月 11 日 8 時 56 分、2025 年 12 月 13 日 9 時 33 分）。

その後は、B 氏から 4 億円の支払いを求めるメールが届くことはなく、A 氏が直接 B 氏から請求を受けることはなかった。

なお、2026 年 1 月 29 日に、B 氏から A 氏に対して、A 氏に迷惑がかからないように連絡は控えている、自分のことを気にすることなくご活躍くださいといったメール（2026 年 1 月 29 日 20 時 59 分）が送られたのを最後に A 氏と B 氏とのやり取りは途絶えている。

（2）B 氏との間で報酬として 4 億円を支払う旨の合意が成立していたかについて

---

[6] 2025 年 11 月 28 日の X ホテルのラウンジにおける費用は、B 氏分を含めて A 氏が支払ったとのことである。

上記で述べたとおり、2025 年 11 月 28 日の面談以降、B 氏は A 氏に対して 4 億円の報酬の支払いを求めるようになった。

この点、A 氏は、上記のとおり、設置者変更が成約した場合には B 氏に対して何かしら報酬を支払わなければならないと考えていること、B 氏に対して 4 億円を支払ってでも設置者変更候補先と直接交渉した方が良いのではないかといった会話を F 氏としたことを B 氏に伝えたことまでは認めている。したがって、何らかの金銭を支払うつもりがあると B 氏が受け取ることができるようなやり取りが A 氏との間でなされた可能性は否定できない。

しかしながら、そもそも A 氏には、B 氏に 4 億円もの高額な報酬を支払うことについて合意する権限はなく、A 氏も B 氏に報酬を支払う合意があったことまでは否定しており、また、その他のメール等の資料においても A 氏が B 氏に対して報酬を支払うことに合意したことを示すものは見当たらない。

したがって、A 氏が B 氏との間で、理事会に無断で 4 億円の支払いの合意をしたという事実を認定することまではできない。

4　B 氏から D 氏宛の書簡について

B 氏から D 氏[7]に対して、2025 年 12 月 15 日消印で書簡（以下「本件書簡」という）が送付されてきた(本件書簡には､A 氏と B 氏とのメールのやり取りも一部同封されていた)。

本件書簡には、A 氏らが B 氏から接待を受けたり現金を受領していたこと、これらの費用について A 氏らが B 氏に返還したことや B 氏が A 氏に対して 4 億円の報酬を求めていたことなどが記載されている。

本件書簡が届いたことは E 氏に共有され、E 氏によって調査が行われ、その調査結果は 2026 年 3 月 19 日理事会で報告されている。

第 9　A 氏らと B 氏の会食及び現金の授受について

1　B 氏との会食について

（1）日時、頻度、会食場所等

A 氏、G 氏、H 氏、J 氏は、以下のとおり B 氏と複数回会食をしていた。

月　日	開始時間	場所	B 氏以外の参加者
①2023 年 12 月 14 日	19 時	X ホテルの料亭	A 氏、G 氏、J 氏
②2024 年 1 月 26 日	13 時	X ホテルのラウンジ	A 氏、G 氏

[7] B 氏と D 氏との接点は確認できないため、突然 D 氏に送付されたものと考えられる。

③2024年2月21日	16時半	Xホテルの料亭	A氏、G氏、J氏
④2024年3月18日	17時	Zホテルのレストラン	A氏、G氏、J氏
⑤2024年4月12日	15時	Xホテルのラウンジ	A氏
⑥2024年7月11日	18時	Yホテルのレストラン	A氏、G氏、H氏
⑦2024年7月25日	18時半	Xホテルのラウンジ	A氏、G氏
⑧2024年9月10日	15時	Xホテルのラウンジ	A氏、H氏
⑨2024年11月26日	17時	Xホテルの料亭	A氏、G氏、H氏
⑩2025年1月23日	16時半	Zホテルのレストラン	A氏、G氏
⑪2025年3月28日	12時	Wホテルのレストラン	A氏、G氏、H氏
⑫2025年4月11日	12時	Wホテルのレストラン	A氏、G氏、H氏
⑬2025年5月26日	12時	Wホテルのレストラン	A氏
⑭2025年6月20日	15時	Xホテルのラウンジ	A氏、H氏
⑮2025年7月7日	15時	Xホテルのラウンジ	A氏、H氏
⑯2025年7月14日	15時	Xホテルのラウンジ	A氏、H氏
⑰2025年7月25日	17時	Wホテルのレストラン	A氏、G氏、H氏
⑱2025年9月12日	17時半	Wホテルのレストラン	A氏、G氏、H氏
⑲2025年10月20日	17時	Xホテルのレストラン	A氏、G氏、H氏
⑳2025年11月21日	17時	Yホテルのレストラン	A氏、G氏、H氏

上記のとおり、会食場所は、X ホテルの料亭（ディナーコースは 2 万 8000 円から)、W ホテルのレストラン（ディナーコースは 1 万 6500 円から)、Z ホテルのレストラン（ディナーコースは 1 万 6500 円から）などいわゆる高級料理店である（合計 13 回)。また、X ホテルのラウンジは、同ホテルのロビーフロアにある（合計 7 回)。

（2）会食費用について

上記会食はいずれも B 氏が費用の全額を支払っている。A 氏らによると、上記 13 回の会食の場所もコース料理も B 氏が指定していたため、費用は把握していないとのことであり、総額でどの程度の費用を B 氏が負担したか具体的な金額は不明である。

この点、上記第 6．3 で述べた 2025 年 6 月 9 日に開催された会食（W ホテルのレストラン。獨協学園側が費用を負担）の合計額が 4 名で 8 万 6220 円であったことを踏まえると、仮にコース料金及び飲酒代で一人 2 万円とした場合、13 回の会食で計 72 万円（B 氏分を除く。B 氏分を含めれば 98 万円)、ラウンジは一人 2500 円とした場合、7 回で計 3 万 2500 円（B 氏分を除く。B 氏分を含めれば 5 万円）となる。

（3）会食の趣旨について

A 氏らは、上記会食はあくまで打ち合わせであるなどと述べているが、敢えて高級料理店で打ち合わせを行う必要性はないこと、ディナーの際は飲酒もしていたこと、費用全額を B 氏が負担していたことなどからすれば、当該会食を打ち合わせと評価することはできず、A 氏、G 氏、J 氏、H 氏は、B 氏から接待を受けていたものと言わざるを得ない。

他方で、X ホテルのラウンジについては、利用時間帯も昼間であることからすれば、打ち合わせの趣旨が否定されるものではないが、その費用を B 氏が負担する理由はない。

2　B 氏からの現金授受について

（1）A 氏

A 氏は、2024 年 3 月 18 日の B 氏との会食の際に、B 氏から現金を渡された。A 氏から B 氏に対して送られた 2024 年 3 月 18 日 20 時 16 分メッセージにおいて、

> 「本日も有意義なお打合せと美味しいお食事をありがとうございました。姫路の 2 人も予定の新幹線に間に合いました。そのほかここでは書きづらいですが、出張経費についても大変恐縮です」

と記載がされているため、「出張経費」との名目で受領したことが認められる。

この点について、A 氏は、当調査委員会のヒアリングに対して

- 自身の伝手である設置者変更候補先を訪問したことがあるが、B 氏から紹介されていない引受先候補との面談についても B 氏に報告していた。そうしたところ、B 氏から「これで行ってきてくれ」と出張の経費として金員を渡された。
- この時に B 氏から渡されたのは 10 数万円だったと思う。私は「えーっ」と思った。私は「学校の経費で行きますから」と言ったが、押し付けられるような形で受け取った。

と述べている。

また、A 氏によれば、2024 年前半の頃に B 氏から金員を受領したことは他にもあったがいつ受領したか具体的には覚えていない、B 氏から預かった金員はそのまま封筒に入れて保管しており、後述する B 氏への返還時に 21 万円が封筒に入っていたとのことであるため、B 氏から A 氏が授受した現金は少なくとも 21 万円であると認められる。

（2）G 氏

G 氏は、当調査委員会のヒアリング要請に応じなかったため、どういった経緯でどの程度の金額を B 氏から受領していたかなど具体的な状況は不明である。ただし、A 氏ら関係者の供述を踏まえれば、G 氏は、姫路市から東京まで来た際の交通費の名目で B 氏から現金を渡されていたものと考えられる。

（3）J 氏

J 氏によれば、2023 年 12 月 14 日の X ホテルの料亭で行われた B 氏との会食に姫路から参加した際、何度か断ったものの、B 氏から交通費として 10 万円を渡されたとのことである。

3　宿泊費について

上記第 2 の 3 で述べたとおり、2023 年 12 月 14 日、X ホテルの料亭における会食後、姫路市から来ていた J 氏及び G 氏のみならず A 氏もそのまま同ホテルに B 氏の負担で宿泊したことが認められる。

また、2024 年 7 月 5 日 19 時 29 分に B 氏から G 氏に対して、2024 年 7 月 11 日について、同様に Y ホテルの宿泊予約をした旨の連絡がメールでなされていることから、同日、同ホテル内のレストランでの会食後、姫路市から来ていた G 氏はそのまま B 氏の負担で宿泊したことが認められる。

4　会食費用及び現金の授受についての獨協学園等への報告の有無について

A 氏、G 氏、H 氏、J 氏は、上記で述べた会食費用及び現金の授受について、F 氏や理事会等に自ら報告していない。

この点について、A 氏は、当調査委員会のヒアリングにおいて

- 当初から B 氏との関係性は、きちんと契約を締結してビジネスライクに進めるという関係ではなく、怪しさを感じるような人だった。そのため、学園内に報告すると「(B 氏とのやり取りを）止めろ」と言われるだろうと考えた。

と述べている。

5　会食費用及び授受した現金の B 氏への返還について

（1）B 氏からのメール

上記第８．１で述べたとおり、2025 年 11 月 27 日 2 時 52 分、B 氏は A 氏に対して、現金を渡していたこと、高級飲食店で飲食をしたことについて、誠実な対応を求めるといった内容のメールを送付した。

（2）B 氏から授受した現金の返還（2025 年 11 月 28 日）

上記 B 氏のメールを受けて、A 氏は 2025 年 11 月 28 日、X ホテルのラウンジで B 氏と面談をした。

A 氏は、当該面談において、B 氏から受領していた現金 21 万円に 4 万円を追加した 25 万円を持参し、B 氏に渡した。また、会食費用を B 氏が負担していたことについては、具体的な金額が不明であるため、一人あたり 2 万 5000 円×20 回×3 人分として 150 万円を支払いたいと A 氏から B 氏に提案し、B 氏の了承を得た。

なお、A 氏は、当調査委員会のヒアリングに対して

- （上記 2025 年 11 月 27 日 2 時 52 分の）メールが返金することとしたきっかけであることも間違いないが、B 氏から現金を預かっており、また会食の精算もしていない状態は良くないという思いはずっとあった。私は、元々いつか精算しようと思っていた。

と述べている。

当該面談翌日である 2025 年 11 月 29 日 8 時 47 分に、B 氏は、高級飲食店で飲食をしながら G 氏は（B 氏のことを）無視している、7 日以内に回答をするようになどといった内容のメールを A 氏及び G 氏に送信した。

また、B 氏は G 氏に対して、A 氏は法的リスクを理解して 25 万円を支払った、散々（B 氏の）世話になったのだから G 氏も東京に来るようにといった内容のショートメールも送信していた。

これらを受けて A 氏及び G 氏は、B 氏への対応を協議し、同年 12 月 1 日に B 氏と面談し、その際に 150 万円を B 氏に支払うことにした。

なお、B 氏との一連の会食には H 氏も複数回参加していたが、B 氏は H 氏に対して上記のようなメールを送信することはなかった（その理由は不明である）。

J 氏も同様に会食に参加していたが、J 氏は、2024 年春以降、姫路獨協大学の設置者変更の件に関わることはなくなっていたことから、B 氏から上記のようなメールが届くことはなかったものと考えられる。

（3）会食費用の B 氏への返還について

2025 年 12 月 1 日、A 氏は、自身の銀行口座から 50 万円を 3 回にわけて下ろし、50 万円ずつ 3 つの封筒に分けて入れた後、G 氏と合流、150 万円が揃っているか現金を 1 枚ずつ数えた上で、W ホテルに向かった。同ホテルのロビーで B 氏と会い、150 万円を渡したところ、B 氏はこれを受け取って持参していた鞄に入れて立ち去った。A 氏によると、この時、ほとんど会話はなかったとのことである。

この 150 万円は A 氏が一旦用意したものであり、B 氏に支払うこと及びその分担額について G 氏、H 氏及び J 氏から事前に了解を得ていた。具体的には、J 氏は 20 万円、H 氏は 20 万円、G 氏は 30 万円、残り 80 万円を A 氏が負担することになり、後でその通り精算された模様である。

第 10　T 社作成の調査報告書について

1　T 社による調査結果

2025 年 7 月 24 日理事会において、E 氏から B 氏の経歴等の人物調査を行った調査報告書が提示されたことを受けて、F 氏及び I 氏は、B 氏について獨協学園本部としても改めて調査することとした。

F 氏及び I 氏は、顧問法律事務所に相談の上、同事務所から調査会社として T 社の紹介を受け、同社に対して B 氏に関する調査を委託することとなった。

これを受けて 2025 年 8 月 21 日理事会において、F 氏は、B 氏に関して、調査会社に依頼し調査中である旨の報告を行っている。

その後、2025 年 10 月 21 日、T 社から上記調査に関して最終報告書（以下「T 社報告書」という）が獨協学園に提出された。

T 社報告書には、E 氏が 2025 年 7 月 24 日理事会で説明した調査報告書には記載のない新たな根拠情報に基づき、B 氏についての取引先としての適格性を疑わせる記載[8]がなされていた。

---

[8] 当該調査結果の具体的な内容については、B 氏のプライバシーに配慮し、記載は差し控える。

２　Ｔ社報告書の「削除版」の作成

（１）Ｔ社報告書の削除・修正について

Ｆ氏ら関係者の供述によると、Ｆ氏、Ｉ氏、Ａ氏、Ｈ氏は、当時、理事会において、取引先としてのＢ氏の適格性やＢ氏と獨協学園が関係を持ってよいかなどに焦点が当たっていたことから、このままＴ社報告書を理事会に報告すると、理事会の議論がこの点に集中し、姫路獨協大学の設置者変更の件が進まなくなることを懸念したため、これを回避する目的で、Ｔ社報告書の削除・修正を行うことになったとのことである（誰が提案・主導したかについては、Ｆ氏ら関係者の供述を踏まえても、明確にはならなかった）。

（２）Ｈ氏からＴ社に対するメール

2025 年 10 月 28 日 12 時 58 分、Ｈ氏は、Ｔ社報告書に関して、Ｔ社担当者に対して、このままの内容で理事会に提出すると更なる混乱を招く恐れがあるため、Ｂ 氏の適格性を疑わせる記載について削除・修正した形で、理事会にて報告することを想定している旨連絡した。

（３）「削除版」の作成

以上を受けてＨ氏は、Ｔ社報告書について、上記で述べた新たな根拠情報を全て削除し、これに伴う修正を行った（以下「削除版」という）。

その結果、Ｔ社報告書においては、Ｂ氏の適格性を疑わせる記載について、他社調査報告書（注：2025 年 7 月 24 日理事会でＥ氏が説明した調査報告書のこと）に示された根拠以外にこれを裏付ける具体的情報は確認されなかったという結論になっている。

３　Ｅ氏への削除版の交付

2025 年 11 月 20 日、Ｉ氏は、Ｅ氏からＢ氏に関する調査報告書の提出を求められた。Ｉ氏は、Ｅ氏から要請があったことをＦ氏、Ａ氏、Ｈ氏にメールで報告するとともに（2025 年 11 月 20 日 13 時 33 分メール）、Ｈ氏に対して、理事会報告資料（後述）及び削除版を準備するよう伝えた。

2025 年 11 月 26 日頃、Ｉ氏は、理事会報告資料及び削除版をＥ氏に交付し、そのことをＦ氏、Ａ氏、Ｈ氏に報告した（2025 年 11 月 26 日 10 時 53 分メール）。

４　2025 年 11 月 27 日理事会

2025 年 11 月 27 日理事会において、Ｉ氏からＴ社による調査結果が報告された。当日配布された理事会報告資料は、削除版の調査結果要旨を抜粋したものであり、Ｂ氏の適格性を疑わせる記載については、上記で述べた新たな根拠情報は全て削除されたものになっており、他社調査報告書に示された根拠以外にこれを裏付ける具体的情報は確認されなかった

という結論になっている。また、理事会議事録においては、B 氏がどのような人物かなどについては確認できなかったといった記載がなされている。

5　文科省への対応

2025 年 11 月 11 日、文科省において、文科省担当者と F 氏、I 氏などとの間で別件に関する面談があった際に、姫路獨協大学の設置者変更の件も話題に上り、B 氏について調査を行っている旨のやり取りもなされた。その中で F 氏は、参考までに調査報告書を文科省にも追って提出する旨、回答した。

これを受けて、2025 年 12 月 5 日、I 氏が文科省担当者に対して、削除版及び 2025 年 11 月 27 日理事会資料の 2 点をメール（2025 年 12 月 5 日 16 時 18 分）に添付する形で提出した。当該メールの BCC には F 氏が含まれている。

Ⅳ　本件に対する評価

以下では、これまで述べてきた事実認定（Ⅲ）に基づき、獨協学園の理事らの対応について、問題があったかどうかについて検討を加えることにする。

本件において特に問題となり得る事項は、

・本件基本合意書が理事会で承認決議された点（本調査報告書Ⅲ．第２、第３記載）
・本件基本合意書解除後も、A 氏らが B 氏とやりとりを継続していた点（本調査報告書Ⅲ．第 7 記載）
・T 社報告書について、削除版を作成し、これを理事会、常勤監事及び文科省に提出した点（本調査報告書Ⅲ．第 10 記載）
・A 氏らが、B 氏と会食を繰り返し、現金授受を行っていた点（本調査報告書Ⅲ．第 9 記載）

である。

以下、順次検討する。

第１　本件基本合意書の承認決議について

１　本件基本合意書の承認議案の上程に関与した理事について

（１）A 氏について

2024 年 1 月 25 日理事会での議論を経て同年 2 月 15 日理事会において、本件基本合意書締結が理事会で決議されたことは上記で述べたとおりである。理事会が、本件基本合意書締結を承認するかについて適切に判断するためには、その前提となる重要な事実が正確に説明されなければならない。本件においては、獨協学園が設置者変更に向けた紹介業務等を委任する相手方の実態、すなわち、実際に仲介業務を担う者が誰であり、その者が信頼するに足りる人物であるかどうかは、理事会が判断する上で重要な事実である。

この点、A 氏は、設置者変更候補先の紹介等の仲介業務については「理事長予定者」とされる C 氏ではなく B 氏が中心であることを認識していた。また、上記Ⅲ．第 4．２で述べたとおり、「B 研究所」のホームページに記載されている内容には不自然な点があり、また、B 氏はすぐにでも設置者変更候補先との間で合意ができるかのようなメールを送付するものの、実現しないなどその言動に不審な点もあった。さらに、A 氏は、本件基本合意書に関して、B 氏が自ら表に出ることを避けており[9]、その理由についても上記Ⅲ．第 2．2 で述べたとおり「そういう世界なのだと思った」という程度にとどまっていた。

こうした状況にある以上、A 氏としては、教育機関である獨協学園がこうした人物に対し

[9] A 氏は、「(B 氏が表に出たくないと言っていたことについて疑問に思わなかったかとの質問に対して）本音を言えば、怪しい人だと思った」「多少怪しくても実を取るしかないと思った。とにかく紹介してもらえるなら紹介してもらおうと思った」と述べている。

て仲介業務を依頼してよいか、接点を持って良いかについて慎重に検討・判断すべき状況にあった。

しかるにA氏は、B氏の調査を行うなどの対応をすることなく、また、2024年1月25日及び2月15日理事会において、設置者変更に向けた紹介業務等についてはB氏が中心であるという実態やB氏の経歴等について正面から説明することもなかった。また、本件基本合意書の署名欄記載のC氏の所属先として「B研究所」という記載はあったものの、B氏及びC氏の関係性等についての説明もしなかった[10]。その結果、2024年1月25日及び2月15日理事会の時点で、（元々B氏の存在を把握していた理事を除いて）B氏の関与を認識できた理事はおらず、理事会は、B氏の起用の当否について十分に検討・評価する機会を与えられないまま、本件基本合意書締結を承認することとなった[11]。

以上より、A氏は、理事会がB氏の起用等に関して適切な検討や判断を行う前提となる重要情報を敢えて開示しなかったものであり、こうしたA氏の対応は、理事会のガバナンス機能を害するものとして極めて不適切だったといわざるを得ない。加えて、2024年1月25日及び2月15日評議員会においても、本件基本合意書承認議案が上程されているが、A氏は仲介業務についてはB氏が中心であるという実態やB氏及びC氏の関係性等についての説明をしていないため、理事会におけるのと同様、評議員会がB氏の起用等に関して適切な判断・評価を行う前提となる重要事実を敢えて開示しなかったといえ、この点においても同様に理事として不適切な対応だったといわざるを得ない。

（2）F氏

F氏は、2024年1月11日に一度B氏と面談しているが挨拶程度であり、本件基本合意書の締結に向けたB氏とのやり取り自体はA氏が行っており、B氏の人物像について独自に評価し得るに十分な接触の機会を有していたとはいえない。また、A氏はF氏に対して、B氏は信頼できる人物であるとの報告も行っており、理事長であるF氏がこれまでB氏とやり取りをしてきた理事であるA氏の報告を信頼することには一定の合理性が認められる。

---

[10] A氏は、正面からB氏のことを理事会に説明しなかった点について、「今振り返ると、理事が責任を持って判断するためには説明が足りなかったと思う」「B氏が表に出たくないと言っていたこともあるし、B氏以外に当てがない中で、B氏はこういう人物であると説明すれば、理事会に『止めろ』と言われるかもしれないと考えた」と述べている。

[11] G氏もA氏と同様、設置者変更候補先の紹介等についてはB氏が中心であることやB氏が信用できる人物かについて疑義があることなどについて認識をしていたと考えられるが、G氏は当調査委員会のヒアリングを拒否したため、当時の具体的な状況やG氏の関与度合い等について十分な事実調査を行うことができていない。そのためこの点に関して、G氏に言及することは差し控えざるを得ない。

しかしながら、F 氏も、設置者変更候補先の紹介等については C 氏ではなく B 氏が中心となって対応することなどを認識していたが、理事会で B 氏の存在等について理事会に正面から説明することはなかった。また、上記Ⅲ．第 2．3 で述べたとおり、内部監査室文書において本件基本合意書のリスクについて指摘を受けていた事情もあったことなどからすれば、基本合意書承認議案の理事会への上程について、理事長の対応として問題があったことは否定できない。

2　2024 年 1 月 25 日及び 2 月 15 日理事会に出席していたその他の理事について

2024 年 1 月 25 日及び 2 月 15 日理事会において、B 氏の存在や C 氏と B 氏の関係性等についての説明はなかったものの、本件基本合意書の署名欄には、C 氏の所属先として「B 研究所」という記載がなされていた。これについて、理事が「B 研究所とは何か」「誰が運営しているのか」「C 氏との関係は」といったことを質問していれば、B 氏の存在に行き着いた可能性はあり、そこから「B 氏についてはきちんと調査すべきではないか」という議論に発展した可能性も否定はできない。

また、こうした点以外にも上記Ⅲ．第 2．3 で述べたとおり、本件基本合意書には、C 氏という個人が責任を負う形になっている点や「乙」が個人なのか法人なのか位置づけが曖昧であり整理がなされていないなどの問題があった。上記Ⅲ．第 3．2 で述べたとおり、2024 年 2 月 15 日理事会における質疑においても、契約当事者が C 氏個人で問題はないのかという点のやり取りもなされていた。しかし、結局は本件基本合意書が締結されるに至っている。

以上のとおり、これらの点について更に踏み込んだ確認がなされなかったことからすれば、理事会としての理事長及び理事に対する監督機能を十分に果たしていたとはいえない。

他方で、上記Ⅲ．第 3．1 で述べたとおり、2024 年 1 月 25 日理事会では、法人が認可されるか不明な状況において、本件基本合意書上、2024 年 3 月末に姫路獨協大学の資産を譲渡すると定められているのはおかしい、経営権全般について、認可されていない乙が運営を行うのは私立学校法上問題ではないかなどの指摘がなされ、理事間で様々な議論が行われた結果、本件基本合意書ドラフトの修正を行うことになり、同理事会では承認がなされなかった。そして、上記指摘について、本件基本合意書の修正がなされたことを確認した上で 2024 年 2 月 15 日理事会において、本件基本合意書承認が決議されたといった経緯からすれば、当時の理事会が一定の監督機能を果たしていたと評価することはできる。

第 2　本件基本合意書解除後も A 氏らが B 氏とのやり取りを継続していたこと

1　本件基本合意書解除後も B 氏とやり取りをしていた理事について

上記Ⅲ．第 6．5 で述べたとおり、2025 年 7 月 24 日理事会では、常勤監事である E 氏から B 氏の身元が判明するまで基本合意書に基づく譲渡交渉の差止請求がなされ、同理事会で F 氏も真偽が判明するまで交渉は進めないと発言していた。

また、2025 年 8 月 21 日理事会で本件基本合意書解除が決議され、F 氏も本件基本合意書

に基づく設置者変更についての交渉は打ち切ると発言し、実際に本件基本合意書は 2025 年 9 月 1 日付で解除された。

本件基本合意書の解除は、設置者変更候補先の紹介等の中心的役割を果たしていた B 氏の経歴等に疑義が生じていたこと、本件基本合意書締結後 1 年半程度が経過したが設置者変更候補先が見つかっていないことなどを理由としたものである。したがって、理事会としては、B 氏及びその関係者に対して、今後姫路獨協大学の設置者変更候補先の紹介業務等に関する依頼はもとより、B 氏との各種情報のやり取りを中止することを決定したものと評価される。そうである以上、A 氏は、遅くとも本件基本合意書の解除がなされた 2025 年 9 月 1 日以降については、B 氏及びその関係者に対して設置者変更候補先の紹介業務等の依頼や、各種情報のやり取りをしてはならない立場におかれていた。

しかるに、上記Ⅲ．第 7．2 で述べたとおり、A 氏は B 氏に対して、設置者変更候補先の紹介業務等の中止を伝えることはなく、以前と変わらない形で B 氏とのやり取りを継続した。

このように理事会による決定方針に反し、A 氏が独自の行動を取っていたことは、理事として極めて不適切であり、コンプライアンス上及びガバナンス上大きな問題があったといわざるを得ない。

なお、この点について、A 氏は姫路獨協大学の設置者変更候補先との「交渉」は許されないが、「情報取得」は問題ない、又は B 氏から既に紹介を受けていた設置者変更候補先とのやり取り（本件基本合意書解除前の「仕掛案件」）は継続してよいと思っていたなどと述べている。しかし、B 氏から情報を取得し続ける、仕掛案件は継続するといった行動は、今後 B 氏及びその関係者に対する設置者変更候補先の紹介業務等を依頼しないという理事会方針に反するものであり、正当化されるものではない[12]。

2　本件基本合意書解除後も A 氏が B 氏とやり取りをしていたことを認識していた理事について

F 氏他関係者の供述からすれば、F 氏及び I 氏は、A 氏から、本件基本合意書解除当時既に B 氏から紹介を受けていた設置者変更候補先に関するやり取りについては継続したい旨を伝えられていたことが認められる。

理事長である F 氏及び理事である I 氏としては、理事会の方針に反することを A 氏が行おうとしている又は行っていることを認識した以上、やめるよう指導等を行う義務があった。

---

[12] 理事会において、「情報取得」や「仕掛案件」について継続してよいといったやり取りはなく、A 氏から理事会に対してその点を確認したり説明するようなこともなかった。また、A 氏が B 氏とのメールでのやりとりを獨協学園のメールアドレスから G メールアドレスに切り替えたことは、理事会の方針に反することを認識していた証左であるともいえる。

しかるに、B 氏とのやり取りを継続することについて、F 氏及び I 氏が A 氏に対して、こうした指導等を行った事実は認められなかった。

実際に B 氏とやり取りを継続していたのは A 氏であり、F 氏及び I 氏がその詳細を把握していたわけではないものの、F 氏及び I 氏が、A 氏が理事会の方針に反して B 氏とやり取りを継続していたことを認識しながら、これを積極的に阻止しなかったことは、理事長又は理事としての責務を果たしたとは言い難く、ガバナンス上問題があったと言わざるを得ない。

第３　T 社報告書について、削除版を作成し、理事会、常勤監事及び文科省に提出したことについて

１　2025 年 11 月 27 日の理事会に対する削除版に基づく報告

F 氏らは、B 氏の経歴等の人物調査を行った T 社報告書を受領した以上、T 社報告書の調査結果を正確に理事会に報告する義務があった。

しかるに、F 氏、I 氏及び A 氏は、上記Ⅲ．第 10．２で述べたとおり、T 社報告書の B 氏の適格性を疑わせる記載部分を打ち消すように加工された削除版を作成すること、及び削除版の内容を抜粋した資料を理事会に提出することを容認した。

これは、理事会で重要な議論の対象になっていた B 氏の経歴等について検討するために不可欠な資料の重要な部分を改変する虚偽報告と評価せざるを得ず、コンプライアンスに違反するものとして、理事長又は理事として極めて問題の大きい行為だったといわざるを得ない。

なお、上記Ⅲ．第 10．２で述べたとおり、削除版の作成理由については、取引先としての B 氏の適格性や B 氏と獨協学園が関係を持ってよいかなどに理事会の議論が集中し、姫路獨協大学の設置者変更の件が進まなくなることを懸念したとのことであるが、そのような理由が正確な情報に基づいた議論の場である理事会に対する虚偽の報告を正当化するものでないことは言うまでもない。

２　常勤監事である E 氏に対して削除版を提出した行為

監事は、理事の職務の執行の状況を監査する機関であり（獨協学園寄附行為第 30 条第 1 項第 1 号）、監事はいつでも理事に対して事業の報告を求め、この法人の業務状況の調査をすることができる（獨協学園寄附行為第 32 条第 1 項）のであり、監事による調査は、獨協学園内部における重要な牽制機能の一環をなしている。

しかるに、I 氏は、T 社報告書の重要な部分が改変された削除版を E 氏に提出しており、F 氏及び A 氏[13]はこれを容認していた。監査権限を有している E 氏に対しては、本来であれ

[13] A 氏は、E 氏から T 社報告書の提出要請があったことを受けて H 氏に対して削除版を準備するよう伝えた I 氏からのメールを受領しており、当調査委員会のヒアリングでも削除版について「理事会が混乱しないならその方が良いと思った」と述べていることからす

ばT社報告書をそのまま提出すべきである。にもかかわらず、削除版を提出したことは、E氏の監査を妨害する行為に該当すると同時に、E氏がそれまで行っていたB氏の経歴等の人物調査の信用性（上記Ⅲ．第6．5で述べた2025年7月24日理事会でE氏が説明した調査報告書等）について、意図的に疑いを生じさせるものとして監事の監査機能を害する行為でもあったといえる。

したがって、この点についても、F氏、I氏及びA氏の対応は、コンプライアンスに違反するものとして、理事長又は理事として極めて問題の大きい行為だったといわざるを得ない。

3　文科省に削除版を提出した行為

上記Ⅲ．第10の5で述べたとおり、2025年12月5日、I氏は削除版を文科省に提出しており、また、F氏もこれを容認していた。

この時点では、文科省が獨協学園に対して、私立学校法に基づく正式な報告等（第136条第1項）を求めていたわけではないため、削除版の提出が当然に同条に違反する虚偽報告になるわけではないと思われる（同条に基づく報告に対する虚偽報告には過料の罰則が定められている（同法第163条第13号））。

しかし、削除版を提出した行為は、獨協学園の監督官庁であり、検査権限も有している文科省に対する虚偽報告であることに変わりはなく、F氏及びI氏の行為は、極めて問題のある対応だったと言わざるを得ない。

なお、A氏は、I氏が文科省に対して削除版を送付した際のメールのやり取りには入っておらず、2025年11月11日にあった文科省との面談にも同行していない。したがって、A氏はこれらの点には関与していなかったものと考えられる。

第4　B氏との会食及び現金授受について

A氏は、B氏から提供される情報に基づき設置者変更候補先の検討を行い、その状況について理事会に報告すべき立場にあった。にもかかわらず、A氏は、上記で述べたとおり、B氏との間で2023年12月から2025年11月までの約2年間に、高級飲食店で13回接待を受け（Xホテルにも一度宿泊）、現金を少なくとも21万円受け取っていた。また、A氏はこうした事実を理事会等に開示して対処を検討するなどの対応を取ることもなかった。

G氏も、A氏と同様、B氏から提供される情報を信頼して設置者変更候補先の検討を進めてよいかなどについて判断を行う立場にあった。にもかかわらず、上記で述べたとおり、B氏との間で2023年12月から理事を退任する2025年3月までの間に高級飲食店で7回接待を受けていただけではなく、B氏の費用負担でXホテルやYホテルに宿泊し、金額不明ながらB氏から現金も受領していた。また、G氏は、こうした事実を理事会等に開示して

れば、E氏に対して削除版が提出されることについても、認識・認容していたものと認められる。

対処を検討するなどの対応を取ることもなかった。

また、2023年8月から現在まで評議員を務めているJ氏が、B氏の接待を受けたのは2023年12月から2024年3月までであるが、当時評議員会は、理事長の諮問機関、または寄附行為の定めに基づく重要事項の同意機関としての役割を担っており、評議員としては、理事の業務執行が妥当であるかを第三者的な視点から評価等することが期待されていた。したがって、評議員であるJ氏は、その職務の中立性・忠実性を害されるおそれが生じるため、特定の関係者（B氏）から過度な便益を継続的に受けることを避けなければならなかった。にもかかわらず、上記で述べたとおり、B氏との間で2023年12月から2024年3月までの間に高級飲食店で3回接待を受けていただけではなく、B氏の費用負担でXホテルに宿泊し、B氏から現金10万円も受領していた。また、J氏は、こうした事実を評議員会等に開示して対処を検討するなどの対応を取ることもなかった。

私立学校法人である獨協学園は、高い公共性を有し、学生、教職員、地域住民及び社会一般の信頼を基礎として運営されるものである。その獨協学園の理事や評議員が、設置者変更候補先の紹介という職務に関し、その紹介者であるB氏から、高級料理店において継続的に接待を受け、現金まで交付されていたという事実は、教育機関の理事や評議員に対して社会的に求められる職務の公正性を損ない、獨協学園の社会的信用を害しかねないものである。

以上から、A、G氏及びJ氏は、B氏から社交儀礼の範囲を超える便益を受けたこと、便益の受領後、速やかにその影響を除去する措置を取らなかったことが認められ、これらの行為は理事又は評議員としてコンプライアンス上、極めて問題のあるものだったといわざるを得ない。

なお、A氏らはB氏に対して、後日、一定額の金銭を返還しているが、これにより上記事実がなくなるものではない上に、この返還はB氏の態度が豹変し、威圧的なメールが送信されたことを大きな要因とするものであり、A氏らの行為を正当化できるものではない。

第5　贈収賄罪について

私立学校法改正によって贈収賄罪（同法第158条[14]）が新設されたことに鑑み、この規定との関係についても付言する。

1　2025年3月末までの接待等について

上記Ⅲ．第9で述べたとおり、B氏との会食は、2023年12月から2025年11月まで、B氏からの現金授受については、2024年春頃まで行われていた。

---

[14] 「その職務に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の拘禁刑又は五百万円以下の罰金に処する」（第158条）

他方で、改正私立学校法が施行されたのは 2025 年 4 月であるため、同年同月より前の B 氏による会食（宿泊費も含む）及び現金授受については、改正私立学校法は適用されない。

2　2025 年 4 月以降の接待について

2025 年 4 月以降も計 6 回 B 氏との会食が行われているため、贈収賄罪の成否が問題になる。

贈収賄罪が成立するには「不正の請託」があったことが必要である。「不正の請託」の「不正」は、「法令違反の場合のほか、寄附行為や内部規程等の重要なものに違反する場合を含む。また、役員等の裁量権限内の行為についても一般には含まれないが、『著しく不当のものであるときはこれに含まれる』」とされており、「請託」は、「その職務に関して将来一定の行為を行うことまたは行わないことを依頼すること」とされている（松坂浩史著「逐条解説私立学校法四訂版」（学校経理研究会）944、945 頁）。

本件においては、B 氏が A 氏らに対して、本件基本合意書を解除してはならない、本件基本合意書解除後も自分を起用しなければならないなどといった要請をしていたことを認めるに足りる証拠はなく、B 氏が A 氏らに対して「不正」な職務行為を行うことと引換えに利益を供与するという趣旨の明示又は黙示の依頼があったと認めることは困難である。

以上から、当調査委員会がこれまでに収集した調査結果から見る限り、2025 年 4 月以降の計 6 回の接待について、贈収賄罪が成立する可能性は比較的低いものと考えられる。ただし、刑事責任の存否は、最終的には捜査権限を有する捜査機関・司法の判断に委ねられるものである。

Ⅴ　本件の原因分析

第１　学校法人におけるガバナンスに対する基本的認識の欠如

１　ガバナンス体制について

獨協学園寄附行為では、理事会の職務について、「この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」と定められている（獨協学園寄附行為第 13 条)。また、監事の職務として、「この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査すること」(獨協学園寄附行為第 30 条第 1 項第 1 号)、監査の結果、「この法人の業務若しくは財産又は理事の職務の執行の状況に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき、又は不正の行為がなされ、若しくは法令若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、これを理事会、当該報告が理事の業務の執行に関するものであるときは理事選任機関、及び評議員会、並びに文部科学大臣に報告すること」(獨協学園寄附行為第 30 条第 1 項第 4 号）と定められている。

すなわち、獨協学園においては、理事会が理事の業務執行を監督し、監事がこれを監査した上で、不正行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があれば（生ずるおそれも含む)、理事会・評議員会・文科省に報告するという、機関相互の情報伝達と牽制の連鎖によって学校法人としてのガバナンスが成り立っている。

２　ガバナンスに対する基本的認識の欠如

この構造が有効に機能するためには、理事会や監事に対して提供される情報が正確であることが前提となる。理事がこの情報伝達の過程で意図的な操作を行ったり、理事会の決定を無視して行動するようなことがあれば、ガバナンスが機能不全に陥ることになる。

そして、上記で述べたとおり、F 氏、A 氏が本件基本合意書に関して、設置者変更候補先の紹介等の業務を B 氏が対応することなどを理事会に説明しなかったこと、A 氏が本件基本合意書解除後も B 氏とのやり取りを継続したこと、及び F 氏、I 氏、A 氏が T 社報告書の削除版を理事会、監事（E 氏）に提出したことは、まさに理事会による監督や監事による監査を機能不全に陥らせる行為であり、F 氏や A 氏らが、正当なガバナンス上の仕組みよりも自己の判断が優先すると考えていたことを如実に示すものといえる。

理事長や理事の独断でこうした行為が行われていたことは、学校法人のガバナンス機能を無効化するものであり、許されるものではない。F 氏、A 氏、I 氏には、学校法人におけるガバナンスに対する基本的認識が欠如していたと言わざるを得ない。

第２　学校法人の公共性及びコンプライアンスに対する基本的認識の欠如

私立学校法第 1 条は、「私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによつて、私立学校の健全な発達を図る」ことを同法の目的として掲げている。

学校法人は、学生・保護者・地域社会などからの信頼を基盤とする公共性を有する教育機関である以上、その運営の適正さを確保することは、こうしたステークホルダーからの信頼

維持の前提である。とりわけ、設置者変更のように大学の存続や帰属に直接関わる重大な意思決定に際し、その実現に向けた交渉・仲介を誰に委ねるかは、獨協学園の運営姿勢に対する社会的信頼にも大きく影響する事柄である。その仲介者の素性や言動に疑念が生じたにもかかわらず、これを漫然と看過して関係を維持し続けることは、獨協学園そのものに対する社会的信頼を大きく損ないかねない。すなわち、公共性を有する学校法人である獨協学園としては、仲介者としての適格性について、極めて慎重な見極めと毅然とした対応が求められる立場にあったといえる。

しかしながら、A 氏は、B 氏の言動に不自然な点があることを認識しながら、設置者変更候補先の紹介等の業務を B 氏に依頼し続け、更には本件基本合意書解除後もこれを継続した（結局、A 氏が B 氏との関係を断つことができたのは、B 氏から A 氏に対して威圧的なメールが届き、D 氏に対して本件書簡が届いて以降である）。すなわち、A 氏は、B 氏の選定や B 氏との関係維持のあり方が、獨協学園に対する社会的信頼にどのような影響を及ぼすか、という視点を欠いていたと言わざるを得ない。

また、A 氏及び G 氏については、B 氏の費用負担で継続的に会食を繰り返し、現金の交付まで受けていた。この事実は、獨協学園の社会的信用を大きく害する結果を招くものであるが、こうした点の意識も不十分だったといえる。

加えて、F 氏、I 氏、A 氏が、T 社の調査結果について、その内容を改変した削除版を作成し、これを真正な調査結果であるかのように理事会、E 氏及び文科省に提出したことは、極めて問題の大きい行為であり、コンプライアンスに対する認識の低さを端的に表している。

以上から学校法人の公共性を認識し、コンプライアンスを率先して実践すべき理事長である F 氏、理事である A 氏及び I 氏が、こうした自覚を欠いていたことが、本件の原因になったものと言わざるを得ない。

第３　理事会内の相互不信

獨協学園の理事会の状況について、関係者は、当調査委員会のヒアリングに対して、以下のとおり述べている。

- F 氏と獨協医科大理事との対立構造が続いている。
- 学内の理事が派閥に分かれており、そのやり取りで理事会の議論の時間が割かれてしまっていると思う。建設的な議論ができておらず、非難しあうような時間がある。もっと論理的に獨協学園の将来を考えた議論ができるようになればと思うが、理事の構成や人数の問題なのか、あるいは人間関係の問題なのかは分からない。
- 理事会で話し合うべきことと相手の粗探しのような話が混在している。時間の無駄使いだと感じる。話し合うべきことを話し合う理事会にするべきだと思う。
- 姫路獨協大学の設置者変更が上手くいかなければ学園全体が揺らいでしまうという状

況においても、内部対立が前面に出ていることに脱力感があった。

- 獨協学園には、伝統ある学校、知名度のある学校、学校ごとの立地など様々な面があり、まとまるのが難しい。ただ、各学校の都合もあるのかもしれないが、獨協学園の理事として獨協学園全体のことを優先で考えるべきだと思う。
- 子どもの教育のためという崇高な理念が抜け落ちて、勢力争いに終始している。もっと子どもたちのことを考えて動いてほしいと思う。

ヒアリング対象者の中には、「今回のB氏の問題は、派閥云々以前の個人の資質の問題だと思う。怪しいと気づくべきである。」と述べる者もいるが、ヒアリング対象者の多くが、上記のように述べていることを踏まえると、当調査委員会としては、本件の問題の背景には、F氏ら執行部と獨協医科大学関係の理事らとの間の相互不信、理事会内部の対立構造があるものと考える（この対立は、姫路獨協大学設置者変更の件に限られないと考えられる）。

また、当調査委員会のヒアリングに対して、

- B氏の件について理事会として後手に回ったのは、獨協医科大の妨害により設置者変更ができなかったと言われることを避けたいと思ったことから、追及しきれなかったことも理由である。
- B氏に関する問題について異議を唱えてきているが、対立構造の中での発言だと捉えられてしまって、きちんと受け止めてもらえていない。

と述べる者もいる。

理事会は、本来、構成員相互の信頼関係を基礎として、必要な情報が共有された上で、率直な議論を通じて、獨協学園のために適切な意思決定・合意形成を行う場である。しかし、上述の相互不信や対立構造によって、対立する側からの意見や異議については、内容の当否ではなく発言者の立場によって評価され、客観的に見て合理的な獨協学園のための指摘であっても十分に検討されないといった事態が生じており、理事会で率直に意見を述べるのが困難な状況や相手の意見を素直に受け入れられない状況があったことがうかがえる。

こうした理事会内における相互不信や対立構造が、理事会としてのB氏への対応や本件基本合意書の取扱等にも影響し、率直な議論を通じた適切な合意形成に支障が生じていたものと考えられる。

Ⅵ　再発防止策（提言）

第１　はじめに

Ⅴで述べたとおり、本件の原因としては、ガバナンスに対する基本的認識及び学校法人の公共性とコンプライアンスに対する基本的認識の欠如、並びに獨協学園のために適切な意思決定･合意形成を行う場としての理事会の機能不全があると考えられるが、こうした点は、いずれも、突き詰めれば理事としての心構えや意識の問題に帰着する。ガバナンス及びコンプライアンスについては、教育機関としての公共性を正しく理解し、これに従って行動するという１人１人の理事の意識の問題であり、理事会内の対立や相互不信についても、双方が相克を乗り越えた上で、獨協学園全体の利益を最優先に考えるというマインドを持てるかどうかという問題である。

もっとも、理事会の現状に鑑みると、こうした意識や心構えの在り方を訴えるだけでは十分ではなく、個々の理事の意識に働きかける取り組みや各理事の自覚とは別個に、ガバナンスの構造を整備し直すことが必要不可欠であると考えられる。

以下では、こうした観点から、まず理事の認識を高めるための施策を提言した上で(第 2)、ガバナンスの構造を整備し直すための提言を行う（第 3～第 5)。また、本件を踏まえた具体的な再発防止策の提言も行う（第 6～第 7)。

第２　ガバナンス、コンプライアンス、学校法人の公共性に関するリテラシーの向上（理事就任時及び就任後の研修の実施）

獨協学園の理事としては、理事会･監事の制度上の位置付けなど学校法人におけるガバナンス体制や理事が負っている善管注意義務の内容等についての正確な理解が不可欠であるが、本件の経過に照らすと、こうした点について、一部の理事がそもそも十分に理解していなかったことがうかがえる。

学内理事は、多くの場合、学校職員としての勤務経験を経て理事に就任するため、職員としての専門知識・実務経験を有する一方で、理事会・理事・監事の位置付けなどのガバナンス体制、理事としての善管注意義務･利益相反の内容や公共性を有する教育機関の理事としての行動原理等について、体系的に学ぶ機会がないまま就任することが少なくないと思われる（これは必ずしも学内理事に限ったことではない)。

したがって、理事就任時にこうした点を研修等で周知徹底するなど各理事のリテラシー（ガバナンス、コンプライアンス、学校法人の公共性に対する基本的認識）を高める取り組みを行うべきである。また、就任後も定期的に研修を実施するなど継続的な取り組みも必要である。

第３　独立外部理事の増員

理事会内の相互不信の一因として、学内理事や同窓会関係など獨協学園の各校と関係性が深い理事（以下あわせて「学内関係理事」という）の比率が高いことが考えられる（Ⅱ．第

2 参照)。こうした学内関係理事が理事会の多数を占めている場合、これまでの人間関係や各校における派閥的な結び付きが理事会内に持ち込まれやすく、これが相互不信や対立を助長し、ひいては理事会における建設的な議論を妨げる要因となり得るし、獨協学園の意思決定が社会からどのように見られるかという視点が見過ごされやすくなる。

したがって、獨協学園としては、本件を契機に、純粋な学外理事（獨協学園と利害関係や結び付きがない理事[15]。以下便宜上「独立外部理事」という）の比率を積極的に高める方向で理事会の構成を見直すことが必要であると考えられる。学識経験者、企業経営の経験者（獨協学園の規模から考えると、一定規模以上の企業の経営に関与した経験のある者）や財務・会計・法務に関する専門知識を有している者など、学内の人間関係や各校と利害関係を有していない独立した第三者が、理事会の議論に加わり、疑問があればその場で確認を求める存在として機能すれば、派閥的な結び付きに左右されず、また、公共性を有する教育機関としてどのように対応すべきかという社会的要請を踏まえた視点での理事会運営が可能となる。

独立外部理事の比率を高めるためには、数値目標を定めることも必要である。独立外部理事が 2、3 名いたとしても、学内関係理事が 20 数名いれば、独立外部理事の視点が理事会の議論や議決に反映されにくく、実質的な影響力を持ちにくい。こうした事態を避けるためには、独立外部理事が理事会において一定の発言力を持つ必要があり、そのためには独立外部理事の割合について、理事のうちの 3 分の 1 以上[16]にするなどの数値目標を定め、理事会の構成を見直していくべきである[17]。加えて、独立外部理事を十分に確保することが容易でないことも踏まえると、理事総数や学内関係理事の思い切った減員も必要となる。

また、独立外部理事の起用においては、「質」の確保も重要となる。この点、現状の理事

---

15 独立外部理事をどのように定義するかは獨協学園の判断になるが、例えば、①獨協学園又はその設置する学校の役員若しくは職員又は過去にこれらであった者、②同窓会その他獨協学園各校と密接な関係を有する団体の役員、③その他、獨協学園又はその設置校との間に独立した判断を妨げるような人的関係又は利害関係を有する者は該当しない、とすることが考えられる。

16 例えば、東京証券取引所が定めるコーポレートガバナンスコードでは、プライム上場企業について、独立した立場で経営を監督しステークホルダーの意見を適切に反映する役割を担う独立社外取締役を少なくとも 3 分の 1 以上選任すべきであるとしていることが参考になる（原則４－１０）。

17 独立外部理事の増員に対しては、獨協学園の実情に通じていない者が増えることで実効的な議論ができなくなるのではないかとの指摘があり得る。しかし、獨協学園の理事会の現状から考えると、独立外部理事の増員を実行しなければ、理事会を本来あるべき姿にすることはできないと考えられる。獨協学園の実情に関しては、独立外部理事がこれを十分に理解できるよう、情報提供や理事会の運営方法を工夫することで対処すべきである。

に対する報酬水準は、独立外部理事が相応の時間を掛けて獨協学園の理事としての責任を果たすためには不十分であると言わざるを得ない。独立外部理事の起用を積極的に進めていき、その「質」を確保するためには、報酬水準の大幅な見直しもあわせて行うことが不可欠である。

第４　理事選任機関の構成の見直し

現状、獨協学園の理事選任機関の構成員は、「理事 6 人以上 8 人以内、評議員 8 人以上 10 人以内、外部有識者 1 人以上 2 人以内」（獨協学園寄附行為第 6 条第 2 項）と定められており、理事長含む理事が 7 名、評議員が 10 名、外部有識者が 1 名の合計 18 名となっている（2026 年 7 月 1 日現在）。

独立外部理事の比率を高めるとしても、獨協学園各校と関係性が深い理事や評議員が理事選任又は解任に関わることになれば、その対立構造がそのまま選任又は解任過程に持ち込まれるおそれがある。

したがって、理事選任機関についても、独立外部理事や外部の有識者が中心となるように構成を見直すことが必要である。これにより理事の選任又は解任過程そのものの独立性を確保することが可能となる。

第５　外部委員による「（仮称）ガバナンス改革委員会」の設置

理事会内の相互不信や対立は、姫路獨協大学の設置者変更の件に限らず、他の案件についても生じていたことがうかがえる。当調査委員会は、理事会内の対立関係のどちらかに与するものではないし、他の案件に立ち入るものでもないが、本件で顕在化した問題は、本件固有のものではなく、獨協学園のガバナンス構造そのものに根差した、より根源的な課題であることを示唆していると考えられる。

したがって、他の案件も含めて相互不信を助長しているガバナンスの構造的要因等について、より掘り下げた検証を行った上で、これを踏まえた理事会運営の実効性向上など更なる改善策を提言するための独立委員会である「（仮称）ガバナンス改革委員会」を設置することも検討に値する。

当該委員会は理事会の決議によって設置することになるが、当該委員会には、獨協学園内部の人間関係や派閥から独立した第三者としての視点が不可欠であり、そのためにも委員は学外の有識者で構成すべきである[18]。また、理事会には「（仮称）ガバナンス改革委員会」

---

[18] 「（仮称）ガバナンス改革委員会」の委員を学外の有識者に限定すべきという意見に対しては、「学内の事情がよく分からない学外者に対応ができるのか」といった反対意見が出されることが想定されるが、獨協学園の理事会の現状から考えると、この程度まで徹底した改革案を実行しなければ、理事会を本来あるべき姿にすることはできないと考えられる。学内の状況などについては、委員会として、理事長をはじめ、各大学の学長、現職理事などから

の提言を真摯に採用することが求められる。

第６　取引先確認手続について

学校法人は、学生・保護者・地域社会などからの信頼を基盤とする公共性を有する教育機関である以上、取引先の選定に当たっては、慎重な見極めが求められる。本件において姫路獨協大学の設置者変更候補先の紹介等を実質的に担っていたのは B 氏という個人であったが、本件基本合意書締結前の段階において、その経歴等について獨協学園としての組織的な確認は行われていなかった。

したがって、重要性が認められる契約については、その締結に先立って相手方の適格性を調査し、その結果を理事会にも報告するといった仕組みを、取引相手が個人か法人かを問わず、整備しておく必要がある。

第７　接待や贈答関連の規程整備

理事、監事、評議員などが取引先等から受ける接待や贈答品について、獨協学園や各学校においては明確なルール等が定められていない。

したがって、金額の目安、受領時の届出等を定めた接待関係の規程や倫理規程を新たに整備することも必要である。

第８　評議員会によるモニタリング

本件を受けての再発防止策の検討及び実施については、理事会にのみ委ねられるべきものではない。評議員会は、これらの施策の検討や実施状況について、理事会に対して定期的に報告を求め、必要に応じて意見を述べるなど適切なモニタリングを行うべきである。

以上

十分な事情聴取、意見聴取を行うことは当然であるが、その判断（ガバナンス構造の再整備に対する提言など）は学外の有識者に委ねることが必要であると考えられる。